

2. 自己点検・評価結果（全基準）

2.1 基準1 理念・目的

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			1-1W	【大学全体】 本学の理念・目的（「青山学院教育方針」 および「青山学院大学の理念」）が定めら れていますか。
			学部		1-2U	【学部】 学部・学科ごとの「教育研究上の目的」が 学則に定められていますか。
			研究科		1-2G	【研究科】 研究科・専攻ごとの「教育研究上の目的」 が学則に定められていますか。
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			1-3W1	【大学全体】 「青山学院教育方針」および「青山学院大 学の理念」は、公的な刊行物、ホームペー ジ等によって周知・公表されていますか。
●	大学宗教 主任会	宗教 センター			1-3W2	【大学全体】 「建学の精神」を、大学構成員（教職員お よび学生）に周知するための取り組みを行 いましたか。
			学部		1-4U	【学部】 「教育研究上の目的」は、公的な刊行物、 ホームページ等によって周知・公表されて いますか。
			研究科		1-4G	【研究科】 「教育研究上の目的」は、公的な刊行物、 ホームページ等によって周知・公表されて いますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			1-5W	【大学全体】 本学の理念・目的（「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」）の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・学校教育法第 83 条、第 99 条や大学基準協会の定める大学基準等に照らして適切か ・建学の精神や社会の要請との適合性など
			学部		1-5U	【学部】 学部の理念・目的（「教育研究上の目的」）の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・学校教育法第 83 条や大学基準協会の定める大学基準等に照らして適切か ・学部の目指すべき方向性等を明らかにしているか ・大学の理念・目的や社会の要請との適合性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		1-5G	【研究科】 研究科の理念・目的（「教育研究上の目的」）の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・学校教育法第 99 条や大学基準協会の定める大学基準等に照らして適切か ・研究科の目指すべき方向性等を明らかにしているか ・大学の理念・目的や社会の要請との適合性 など
●	全学自己点 検・評価委 員会	政策・企 画部			1-6W	【大学全体】 本学の理念・目的（「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」）の適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証されましたか。 ※適切性の視点 ・学校教育法第 83 条、第 99 条や大学基準協会の定める大学基準等に照らして適切か ・建学の精神や社会の要請との適合性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		1-6U	【学部】 学部の理念・目的（「教育研究上の目的」）の適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証されましたか。 ※適切性の視点 ・学校教育法第 83 条や大学基準協会の定める大学基準等に照らして適切か ・学部の目指すべき方向性等を明らかにしているか ・大学の理念・目的や社会の要請との適合性 など
			研究科		1-6G	【研究科】 研究科の理念・目的（「教育研究上の目的」）の適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証されましたか。 ※適切性の視点 ・学校教育法第 99 条や大学基準協会の定める大学基準等に照らして適切か ・研究科の目指すべき方向性等を明らかにしているか ・大学の理念・目的や社会の要請との適合性 など

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 全学自己点検・評価委員会

〈1-1W〉

「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」は定められているものの、2014 年度認証評価で努力課題として指摘された通り、学則上での大学院、専門職大学院における設置の目的の文言について改善が必要な状況である。

〈1-3W1〉

「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」は、周知・公表されている。

〈1-5W〉

本学の理念・目的を検証する会議体や手続きは定められているが、現状の運用とは異なっている。

〈1-6W〉

本学の理念・目的を検証するにあたり、規則改正により本委員会が該当会議体ではなくなったため、会議体について検討する必要がある。

2) 大学宗教主任会

〈1-3W2〉

「建学の精神」を、大学構成員（教職員および学生）に周知するための取り組みを行っている。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈1-6U〉

学部・理念・目的の適切性については、英米文学科は分科会において、史学科は学部・学科パンフレットの校正の機会とあわせて検証されているが、フランス文学科、日本文学科および比較芸術学科では検証されていない。

〈1-6G〉

研究科の理念・目的の適切性については、史学専攻は分科会において検証されているが、他の専攻では検証されていない。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈1-5U / 1-5G / 1-6U / 1-6G〉

学部および研究科の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きは明文化されておらず、定期的に検証されていない。

3) 経済学部・経済学研究科

基準1については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈1-5U / 1-5G / 1-6U / 1-6G〉

学部および研究科の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きは明文化されておらず、定期的に検証されていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈1-5U / 1-5G / 1-6G〉

学部および研究科の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きは明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈1-6U〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈1-5U / 1-5G / 1-6U / 1-6G〉

学部および研究科の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きが明文化されていないため、定期的な検証ができない。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈1-5U / 1-5G / 1-6U / 1-6G〉

学部および研究科の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きは明文化されておらず、定期的に検証されていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈1-5U / 1-6U〉

学部の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きについて、物理・数理学科、機械創造工学科および情報テクノロジー学科では学科会議で検証されているが、明文化されていない。他学科については会議体・手続きは明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈1-5G〉

研究科の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きについて、知能情報コースではコース会議で検証することとしている。他コースについては会議体・手続きは明文化されていない。

〈1-6G〉

研究科の理念・目的の適切性について、機能物質コースおよび機械創造コースではコース会議で検証されているが、他コースについては定期的に検証されていない。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈1-5G〉

研究科の理念・目的の適切性を検証する会議体・手続きについて、研究科教授会にて検証しているが、明文化されていない。

〈1-6U / 1-6G〉

学部および研究科の理念・目的の適切性について、定期的に検証されていない。

10) 地球社会共生学部

〈1-5U / 1-6U〉

学部の理念・目的の適切性を検証する会議体や手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

11) 国際マネジメント研究科

〈1-5G〉

研究科の理念・目的の適切性について、教授会、博士課程委員会、執行委員会、カリキュラム委員会等で検証しているが、手続きが明文化されていない。

〈1-6G〉

研究科の理念・目的の適切性について、定期的に検証されていない。

12) 法務研究科

基準 1 については全て適切であった。

13) 会計プロフェッション研究科

基準 1 については全て適切であった。

なお、基準 1 において、全学的な取り組みが必要との認識は示した部局はなかった。

2.2 基準2 教育研究組織

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	(執行部)	庶務部			2-2W	【大学全体】 学部・研究科および研究所・センター等の教育研究組織は、「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」を実現するためにふさわしい組織となっていますか。
●	(執行部)	庶務部			2-3W1	【大学全体】 教育研究組織の適切性(※)を検証するにあたり、会議体(委員会等)・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」との適合性 ・学術の進展や社会の要請との適合性 など
●	(執行部)	庶務部			2-3W2	【大学全体】 教育研究組織の適切性(※)は、明文化された手続きに従って定期的に検証されましたか。 ※適切性の視点 ・「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」との適合性 ・学術の進展や社会の要請との適合性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
		学務部	学部		2-2U	【学部】 学科および附置研究所・センター等の教育研究組織は、学部の「教育研究上の目的」を実現するためにふさわしい組織となっていますか。
		学務部	研究科		2-2G	【研究科】 専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、研究科の「教育研究上の目的」を実現するためにふさわしい組織となっていますか。
		学務部	学部		2-3U1	【学部】 教育研究組織の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、学部の「教育研究上の目的」との適合性 ・学術の進展や社会の要請との適合性 など
		学務部	研究科		2-3G1	【研究科】 教育研究組織の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、研究科の「教育研究上の目的」との適合性 ・学術の進展や社会の要請との適合性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
		学務部	学部		2-3U2	【学部】 教育研究組織の適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証されましたか。 ※適切性の視点 ・「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、学部の「教育研究上の目的」との適合性 ・学術の進展や社会の要請との適合性 など
		学務部	研究科		2-3G2	【研究科】 教育研究組織の適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証されましたか。 ※適切性の視点 ・「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、研究科の「教育研究上の目的」との適合性 ・学術の進展や社会の要請との適合性 など

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

〈2-2W〉

学部・研究科および研究所・センター等の教育研究組織は、「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」を実現するためにふさわしい組織となっている。

〈2-3W1〉

教育研究組織の適切性の検証は、2015年度は、「研究推進機構（仮称）設置準備委員会」を設置し、研究組織のあり方を検討しているが、恒常的な委員会ではない。

〈2-3W2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証を行っていない。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3U2 / 2-3G2〉

明文化された手続きによる定期的な教育研究組織の適切性の検証は、未だなされていない。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。
会議体・手続の明文化を行う。

研究科については、青山学院大学大学院教育人間科学研究科附置心理相談室規則は存在する。

〈2-3U2 / 2-3G2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていないため、2016年度中に教授会および研究科教授会にて検証する予定である。

3) 経済学部・経済学研究科

基準 2 については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3U2 / 2-3G2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈2-2U / 2-2G〉

学科および附置研究所・センター等の教育研究組織は、学部の「教育研究上の目的」を実現するためにふさわしい組織となっていない。

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3U2 / 2-3G2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3U2 / 2-3G2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。チェック項目 2-3U1 および 2-3G1 への対応が前提となる。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3U2 / 2-3G2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

2015 年度からは主任会議、コース教務主任会議の議題として審議し、手続きを明文化する。

〈2-3G2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。専攻コース教務主任会議の議事録は作成されておらず、研究科教授会でも検証されているとはいえないためである。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体は研究科教授会だが、手続きは明文化されていない。

10) 地球社会共生学部

〈2-3U1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3U2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

11) 国際マネジメント研究科

〈2-3G1〉

教育研究組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きは明文化されていない。

〈2-3G2〉

教育研究組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

12) 法務研究科

基準 2 については全て適切であった。

13) 会計プロフェッション研究科

基準 2 については全て適切であった。

なお、自己点検・評価の結果に基づき、基準 2 において全学的に取り組む必要がある項目として、以下のとおり各部局より報告があった。

1) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈2-3U1 / 2-3G1〉

そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で統一的に考えてほしい。

2.3 基準3 教員・教員組織

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	(執行部)	庶務部			3-1W1	【大学全体】 採用の基準等において、教員に求める能力・資質等が明らかにされていますか。 ※学校教育法第92条、その他大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関連法令に定める教員の資格要件等を踏まえていること。
●	(執行部)	庶務部			3-1W2	【大学全体】 昇格の基準等において、教員に求める能力・資質等が明らかにされていますか。 ※学校教育法第92条、その他大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関連法令に定める教員の資格要件等を踏まえていること。
●	(執行部)	庶務部			3-2W	【大学全体】 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担（役職）が割り当てられ、その責任の所在が明確にされていますか。
			学部		3-2U	【学部】 組織的な教育を実施する上において必要な役職や諸委員が配置され、その責任の所在が明確にされていますか。
			研究科		3-2G	【研究科】 組織的な教育を実施する上において必要な役職や諸委員が配置され、その責任の所在が明確にされていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			3-3W	【大学全体】 大学として求める教員像（※）が明確に定められていますか。 ※ ・専門分野に関する能力 ・教育に対する姿勢 など
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			3-4W	【大学全体】 「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を実現するために、大学全体の教員組織の編制方針が定められ、かつ教職員で共有されていますか。
			学部		3-4U	【学部】 学部の教育研究上の目的を実現するために、学部の教員組織の編制方針が定められ、かつ教職員で共有していますか。
			研究科		3-4G	【研究科】 研究科の教育研究上の目的を実現するために、研究科の教員組織の編制方針が定められ、かつ教職員で共有していますか。
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			3-5W	【大学全体】 法令（大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等）によって定められた大学全体として必要な専任教員数等が把握され、その数は満たされていますか。
			学部		3-5U	【学部】 法令（大学設置基準等）によって定められた学科ごとに必要な専任教員数等が把握され、その数は満たされていますか。
			研究科		3-5G	【研究科】 法令（大学院設置基準、専門職大学院設置基準等）によって定められた専攻ごとに必要な専任教員数等が把握され、その数は満たされていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		3-6U	【学部】 学部単位で特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していますか。 ※大学設置基準第7条第3項に則る。 ※以下を参考として用いる。 ・61歳以上が35%を超えていないか。 ・30歳以下、31～40歳、41～50歳、51～60歳、61歳以上でみたとき、各年代の全体に占める割合が30%を超えていないか。 ※ただし、教員組織の編制方針等で明示された事項に基づいて超過している場合は、その旨を備考欄に記載してください。
			研究科		3-6G	【研究科】 研究科単位で特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していますか。 ※大学院設置基準第8条第5項に則る。 ※以下を参考として用いる。 ・61歳以上が35%を超えていないか。 ・30歳以下、31～40歳、41～50歳、51～60歳、61歳以上でみたとき、各年代の全体に占める割合が30%を超えていないか。 ※ただし、教員組織の編制方針等で明示された事項に基づいて超過している場合は、その旨を備考欄に記載してください。
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			3-7W	【大学全体】 教員組織の編制方針と実際の教員組織の編制実態は整合性がとれていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		3-7U	【学部】 教員組織の編制方針と実際の教員組織の 編制実態と整合性がとれていますか。
			研究科		3-7G	【研究科】 教員組織の編制方針と実際の教員組織の 編制実態と整合性がとれていますか。
●	(執行部)	庶務部			3-8W1	【大学全体】 教員の募集・採用について、基準、手続が 明文化され、その適切性・透明性が担保さ れるように取り組みましたか。
			学部		3-8U1	【学部】 教員の募集・採用について、学部独自の基 準、手続がある場合、それが明文化され、 その適切性・透明性が担保されるように取 り組みましたか。 ※独自の基準、手続がまったくない場合、 便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載し てください。
			研究科		3-8G1	【研究科】 教員の募集・採用について、研究科独自の 基準、手続がある場合、それが明文化され、 その適切性・透明性が担保されるように取 り組みましたか。 ※独自の基準、手続がまったくない場合、 便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載し てください。
●	(執行部)	庶務部			3-8W2	【大学全体】 教員の昇格について、基準、手続が明文化 され、その適切性・透明性が担保されるよ う取り組みましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		3-8U2	【学部】 教員の昇格について、学部独自の基準、手続がある場合、それが明文化され、その適切性・透明性が担保されるよう取り組みましたか。 ※独自の基準、手続がまったくない場合、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
			研究科		3-8G2	【研究科】 教員の昇格について、研究科独自の基準、手続がある場合、それが明文化され、その適切性・透明性が担保されるよう取り組みましたか。 ※独自の基準、手続がまったくない場合、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
●	全学 FD 委員会 (執行部)	学務部 研究推進 部			3-9W	【大学全体】 教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行いましたか。 ※社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動(授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組みについては、「基準Ⅳ-3」で取り扱う)
●	全学 FD 委員会 (執行部)	学務部 庶務部			3-10W	【大学全体】 教育・研究活動が活性化するよう、教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みが機能しましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		3-10U	【学部】 教育・研究活動が活性化するように、教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みが機能しましたか。
			研究科		3-10G	【研究科】 教育・研究活動が活性化するように、教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みが機能しましたか。
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・企 画部			3-11W1	【大学全体】 教員組織の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・求める教員像および教員組織の編制方針との適合性 など
			学部		3-11U1	【学部】 教員組織の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・求める教員像および教員組織の編制方針との適合性 など
			研究科		3-11G1	【研究科】 教員組織の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・求める教員像および教員組織の編制方針との適合性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・企 画部			3-11W2	【大学全体】 教員組織の適切性（※）は、明文化された 手続きに従って定期的に検証され、その結 果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・求める教員像および教員組織の編制方針 との適合性 など
			学部		3-11U2	【学部】 教員組織の適切性（※）は、明文化された 手続きに従って定期的に検証され、その結 果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・求める教員像および教員組織の編制方針 との適合性 など
			研究科		3-11G2	【研究科】 教員組織の適切性（※）は、明文化された 手続きに従って定期的に検証され、その結 果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・求める教員像および教員組織の編制方針 との適合性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・企 画部			3-12W	【大学全体】 大学全体の教員組織の編制方針は以下の ことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はある か。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、 社会、文部科学省、大学基準協会等）の要 請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行 いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は修正案を作成のうえ、 上位の委員会へ附議してください。
			学部		3-12U	【学部】 学部の教員組織の編制方針は以下のこ とを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はある か。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、 社会、文部科学省、大学基準協会等）の要 請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行 いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、 全学自己点検・評価委員会へ報告してくだ さい。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		3-12G	【研究科】 研究科の教員組織の編制方針は以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 庶務部

〈3-1W1〉

採用の基準等において、教員に求める能力・資質等が明らかにされている。

〈3-1W2〉

昇格の基準等において、教員に求める能力・資質等が明らかにされている。

〈3-2W〉

組織的な教育を実施する上において必要な役割分担（役職）が割り当てられ、その責任の所在が明確にされている。

〈3-8W1〉

教員の募集・採用について、基準・手続が明文化され、その適切性・透明性が担保されるように取り組んでいる。

〈3-8W2〉

教員の昇格について、基準・手続が明文化され、その適切性・透明性が担保されるよう取り組んでいない。一部の学部にて昇任基準が設定されているのみである。

〈3-10W〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みは無い。

2) 全学自己点検・評価委員会

〈3-3W〉

大学として求める教員像が明確に定められている。

〈3-4W〉

「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を実現するために、大学全体の教員組織の編制方針が定められ、かつ教職員で共有されている。

〈3-5W〉

法令（大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等）によって定められた大学全体として必要な専任教員数等が把握され、その数は満たされている。

〈3-7W〉

全学部・研究科において、教員組織の編制方針と実際の教員組織の編制実態は整合性がとれていない。

〈3-11W1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11W2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈3-12W〉

大学全体の教員組織の編制方針は適切である。

3) 全学 FD 委員会

〈3-9W〉

教育研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修等（新任教職員研修会、FD 講演会、教員のための英語研修）を恒常的かつ適切に行っている。

〈3-10W〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みは無い。

4) 研究推進部

〈3-9W〉

教育研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修等（公的研究費に関するコンプライアンス研修）を恒常的かつ適切に行っている。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈3-6U / 3-6G〉

専任教員の年齢構成について、特定の年齢の範囲に偏りがある。

〈3-10U / 3-10G〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みについて、英米文学科・英米文学専攻は青山学院学術賞への推薦、史学科は学科フォーラムの実施、比較芸術学科・比較芸術学専攻は授業評価のための学生アンケートの実施や FD 活動を通して行っているが、フランス文学科・フランス文学専攻および日本文学科・日本文学専攻においては、教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みはない。

〈3-11U1 / 3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2〉

教員組織の適切性について、英米文学科では新任人事の際に毎回教員組織の編制方針を検討しているが、明文化はされていない。フランス文学科、日本文学科、史学科および比較芸術学科では明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈3-11G2〉

教員組織の適切性については、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈3-2U / 3-2G〉

組織的な教育を実施する上において必要な役職や諸委員の配置について、役職・諸委員一覧はあるが、責任の所在を明確にする文書を作成する必要がある。

〈3-4U / 3-4G〉

学部・研究科の教育研究上の目的を実現するために、学部の教員組織の編制方針が定められていない。

〈3-7U / 3-7G〉

教員組織の編制方針と実際の教員組織の編制実態について、整合性はとれているが、それを明らかにする文書が作成する必要がある。

〈3-10U / 3-10G〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みは無い。

〈3-11U1 / 3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2 / 3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈3-12U / 3-12 G〉

学部・研究科の教員組織の編制方針は適切でない。

3) 経済学部・経済学研究科

基準3については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈3-4U / 3-4G〉

学部・研究科の教育研究上の目的を実現するために、学部の教員組織の編制方針が定められていない。

〈3-7U / 3-7G〉

教員組織の編制方針と実際の教員組織の編制実態と整合性がとれていない。

〈3-11U1 / 3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2 / 3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈3-2U / 3-2G〉

組織的な教育を実施する上において必要な役職や諸委員が配置され、その責任の所在が明確にされていない。

〈3-4U / 3-4G〉

学部・研究科の教育研究上の目的を実現するために、学部の教員組織の編制方針が定められていない。

〈3-6U / 3-6G〉

専任教員の年齢構成について、特定の年齢の範囲に偏りがある。

〈3-7U / 3-7G〉

教員組織の編制方針と実際の教員組織の編制実態と整合性がとれていない。

〈3-10U / 3-10G〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みは無い。

〈3-11U1 / 3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2 / 3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈3-11U1 / 3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2 / 3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きが明文化されていないため、定期的な検証ができない。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈3-2U / 3-2G〉

組織的な教育を実施する上において必要な役職や諸委員が配置され、その責任の所在が明確にされていない。

〈3-6U / 3-6G 〉

専任教員の年齢構成について、特定の年齢の範囲に偏りがある。

〈3-8U2 / 3-8G2〉

教員の昇格について、学部・研究科独自の基準、手続きによって、その適切性・透明性が担保されるような取り組みはない。

〈3-10U / 3-10G〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みは無い。

〈3-11U1 / 3-11G1 〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2 / 3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈3-7U / 3-7G〉

教員組織の編制方針と実際の教員組織の編制実施との整合性について、2014 年度末に定めた方針との整合性を確認し主任会議にて審議し、承認が必要である。

〈3-10U / 3-10G〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みは無い。

〈3-11U1 / 3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2 / 3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈3-12U / 3-12 G〉

学部・研究科の教員組織の編制方針は適切でない。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈3-4G〉

学部・研究科の教育研究上の目的を実現するために、学部の教員組織の編制方針が定められ、かつ教職員で共有していない。

〈3-6U〉

専任教員の年齢構成について、特定の範囲の年齢に偏りがある。

〈3-8U1 / 3-8G1〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈3-8U2 / 3-8G2〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈3-10U / 3-10G〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）は研究科教授会だが、手続きが明文化されていない。

〈3-11U2 / 3-11G2〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

10) 地球社会共生学部

〈3-10U〉

教員個人の教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みは無い。

〈3-11U1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11U2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

11) 国際マネジメント研究科

〈3-6G〉

専任教員の年齢構成について、特定の年齢の範囲に偏りがある。

〈3-11G1〉

教員組織の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

12) 法務研究科

〈3-6G〉

専任教員の年齢構成について、特定の年齢の範囲に偏りがある。

13) 会計プロフェッション研究科

〈3-11G2〉

教員組織の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていないが、今後年度末までに、内規を作成する予定である。

なお、基準3において、全学的な取り組みが必要とした部局はなかった。

2.4 基準 4-1 教育内容・方法・成果（教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		4-1-1U	【学部】 「教育研究上の目的」を踏まえた卒業要件（※）等が明確なディプロマポリシーが学科ごとに設定されていますか。 ※課程修了にあたって修得すべき学習成果、その達成のための諸要件
			修士・ 博士前期		4-1-1M	【修士・博士前期】 「教育研究上の目的」を踏まえた修了要件（※）等が明確なディプロマポリシーが専攻および課程ごとに設定されていますか。 ※課程修了にあたって修得すべき学習成果、その達成のための諸要件
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-1D	【博士後期・一貫制博士】 「教育研究上の目的」を踏まえた修了要件（※）等が明確なディプロマポリシーが専攻および課程ごとに設定されていますか。 ※課程修了にあたって修得すべき学習成果、その達成のための諸要件

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			専門職		4-1-1P	【専門職】 「教育研究上の目的」を踏まえた修了要件（※）等が明確なディプロマポリシーが専攻および課程ごとに設定されていますか。 ※課程修了にあたって修得すべき学習成果、その達成のための諸要件
				青山ス タnda ード	4-1-1A	【青山スタンダード】 「必要単位の修得にあたって獲得すべき学習成果、その達成のための諸要件（※）等」が明確に設定されていますか。 ※ディプロマポリシーにあたるような内容
			学部		4-1-2U	【学部】 学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法（※1）に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーが学科ごとに設定されていますか（※2）。 ※1 グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態 ※2 単なるカリキュラムの現状説明は不可

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			修士・ 博士前期		4-1-2M	【修士・博士前期】 学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法（※1）に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーが専攻ごとに設定されていますか（※2）。 ※1 グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態 ※2 単なるカリキュラムの現状説明は不可
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-2D	【博士後期・一貫制博士】 学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法（※1）に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーが専攻ごとに設定されていますか（※2）。 ※1 グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態 ※2 単なるカリキュラムの現状説明は不可

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			専門職		4-1-2P	【専門職】 学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法（※1）に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーが設定されていますか（※2）。 ※1 グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態 ※2 単なるカリキュラムの現状説明は不可
				青山ス タnda ード	4-1-2A	【青山スタンダード】 学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法（※1）に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーが設定されていますか（※2）。 ※1 グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態 ※2 単なるカリキュラムの現状説明は不可
			学部		4-1-3U	【学部】 ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーは相互に関連した内容になっていますか。
			修士・ 博士前期		4-1-3M	【修士・博士前期】 ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーは相互に関連した内容になっていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-3D	【博士後期・一貫制博士】 ディプロマポリシーとカリキュラムポリ シーは相互に関連した内容になっていま すか。
			専門職		4-1-3P	【専門職】 ディプロマポリシーとカリキュラムポリ シーは相互に関連した内容になっていま すか。
				青山ス タnda ード	4-1-3A	【青山スタンダード】 「必要単位の修得にあたっての諸要件 等」とカリキュラムポリシーは相互に連 関した内容になっていますか。
			学部		4-1-4U	【学部】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーが公的な刊行物、ホームページ 等によって、教職員・学生ならびに受験 生を含む社会一般に対して周知・公表さ れていますか。
			修士・ 博士前期		4-1-4M	【修士・博士前期】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーが公的な刊行物、ホームページ 等によって、教職員・学生ならびに受験 生を含む社会一般に対して周知・公表さ れていますか。
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-4D	【博士後期・一貫制博士】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーが公的な刊行物、ホームページ 等によって、教職員・学生ならびに受験 生を含む社会一般に対して周知・公表さ れていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			専門職		4-1-4P	【専門職】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーが公的な刊行物、ホームページ 等によって、教職員・学生ならびに受験 生を含む社会一般に対して周知・公表さ れていますか。
				青山ス タnda ード	4-1-4A	【青山スタンダード】 「必要単位の修得にあたっての諸要件 等」とカリキュラムポリシーが公的な刊 行物、ホームページ等によって、教職員・ 学生ならびに受験生を含む社会一般に対 して周知・公表されていますか。
			学部		4-1-5U1	【学部】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関を 検証するにあたり、会議体（委員会等）・ 手続きが明文化されていますか。
			修士・ 博士前期		4-1-5M1	【修士・博士前期】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関を 検証するにあたり、会議体（委員会等）・ 手続きが明文化されていますか。
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-5D1	【博士後期・一貫制博士】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関を 検証するにあたり、会議体（委員会等）・ 手続きが明文化されていますか。
			専門職		4-1-5P1	【専門職】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関を 検証するにあたり、会議体（委員会等）・ 手続きが明文化されていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-1-5A1	【青山スタンダード】 「必要単位の修得にあたっての諸要件 等」とカリキュラムポリシーの内容の適 切性や相互の連関を検証するにあたり、 会議体（委員会等）・手続きが明文化さ れていますか。
			学部		4-1-5U2	【学部】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関は 明文化された手続きに従って定期的に検 証され、その結果は改善につながってい ますか。
			修士・ 博士前期		4-1-5M2	【修士・博士前期】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関は 明文化された手続きに従って定期的に検 証され、その結果は改善につながってい ますか。
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-5D2	【博士後期・一貫制博士】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関は 明文化された手続きに従って定期的に検 証され、その結果は改善につながってい ますか。
			専門職		4-1-5P2	【専門職】 ディプロマポリシーおよびカリキュラム ポリシーの内容の適切性や相互の連関は 明文化された手続きに従って定期的に検 証され、その結果は改善につながってい ますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-1-5A2	【青山スタンダード】 「必要単位の修得にあたっての諸要件等」とカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。
			学部		4-1-6U	【学部】 ディプロマポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に連関が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			修士・ 博士前期		4-1-6M	【修士・博士前期】 ディプロマポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-6D	【博士後期・一貫制博士】 ディプロマポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			専門職		4-1-6P	【専門職】 ディプロマポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。
				青山ス タnda ード	4-1-6A	【青山スタンダード】 「必要単位の修得にあたっての諸要件等」は以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		4-1-7U	【学部】 カリキュラムポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。
			修士・ 博士前期		4-1-7M	【修士・博士前期】 カリキュラムポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			博士後期 ・一貫制 博士		4-1-7D	【博士後期・一貫制博士】 カリキュラムポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。
			専門職		4-1-7P	【専門職】 カリキュラムポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-1-7A	【青山スタンダード】 カリキュラムポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

該当チェック項目なし。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈4-1-2U / 4-1-2M- / 4-1-2D〉

教育内容、教育方法に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーについて、学部においては史学科および比較芸術学科では設定されているが、英米文学科では設定されていない。フランス文学科および日本文学科では、2013年度から運用している新カリキュラムのカリキュラムポリシーが設定されていない。文学研究科（博士前期・後期）では全専攻において設定されていない。

〈4-1-4U〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーについて、英米文学科、史学科および比較芸術学科では社会一般に周知・公表しているが、フランス文学科および日本文学科は 2013 年度から運用している新カリキュラムの内容は社会一般に周知・公表されていない。

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていない。

〈4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的に検証を行っていない。

〈4-1-7U〉

カリキュラムポリシーは、適切な視点を踏まえ、英米文学科、史学科および比較芸術学科では適切であったが、フランス文学科および日本文学科では 2013 年度から運用している新カリキュラムの内容がホームページに公開されていないため、適切でない。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈4-1-2U / 4-1-2M / 4-1-2D〉

教育内容、教育方法に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーについて、学部においては、心理学科では設定されているが、教育学科では設定されていない。研究科においては、心理学専攻（博士前期）は設定されているが教育学専攻（博士前期・博士後期）および心理学専攻（博士後期）では設定されていない。

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていない。

〈4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的に検証を行っていない。

〈4-1-6U / 4-1-6M / 4-1-6D〉

ディプロマポリシーについて、心理学科は適切であるが、教育学科は求められている要件を踏まえ、改定する必要がある。研究科においては、心理学専攻（博士前期）は適切であるが、教育学専攻および心理学専攻（博士後期）は求められている要件を踏まえ、改定する必要がある。

〈4-1-7U / 4-1-7M / 4-1-7D〉

カリキュラムポリシーは、適切な視点を踏まえ、適切ではない。

3) 経済学部・経済学研究科

基準 4-1 については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていない。

〈4-1-5U2/4-1-5M2/4-1-5D2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的に検証を行っていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていない。

〈4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的に検証を行っていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈4-1-2U / 4-1-2M / 4-1-2D〉

教育内容、教育方法に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーについて、公表されているが、内容を修正する必要がある。

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていない。

〈4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的な検証ができない。

〈4-1-6U / 4-1-6M / 4-1-6D〉

ディプロマポリシーの適切さは、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていないため、適切さが評価できない。

〈4-1-7U / 4-1-7M / 4-1-7D〉

カリキュラムポリシーの適切さは、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていないため、適切さが評価できない。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていない。

〈4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的に検証を行っていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈4-1-3U / 4-1-3M / 4-1-3D〉

ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーが相互に関連しているかについて、学部においては、教室会議において検証しているが議事録として残していないため、両ポリシーの相互の連関がないと判断する。研究科においては、コース会議で現状の把握、問題点の確認、改善策等を検討しているが議事録として残していないため、両ポリシーの相互の連関がないと判断する。

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きは、学部においては教室会議で検証を行っているが、明文化はされていない。研究科においてはコース会議で検証を行っているが、明文化はされていない。

〈4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的に検証を行っていない。

〈4-1-6U / 4-1-6M / 4-1-6D〉

ディプロマポリシーの適切さは、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていないため、適切でない。

〈4-1-7U / 4-1-7M / 4-1-7D〉

カリキュラムポリシーの適切さは、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていないため、適切でない。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きが明文化されていない。

〈4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

10) 地球社会共生学部

〈4-1-2U〉

教育内容、教育方法に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーについて、公表されているが、内容を修正する必要がある。

〈4-1-5U1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きは、明文化されていない。

〈4-1-5U2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関について、検証するための会議体・手続きが明文化されていないため、定期的に検証を行っていない。

11) 国際マネジメント研究科

〈4-1-2D / 4-1-2P〉

教育内容、教育方法に関する基本的な考え方をまとめたカリキュラムポリシーについて、公表されているが、内容を修正する必要がある。

〈4-1-5D1 / 4-1-5P1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きは、教授会、博士課程委員会、カリキュラム委員会および執行委員会等で議論されているが、明文化はされていない。

〈4-1-5D2 / 4-1-5P2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関は、教授会、博士課程委員会、カリキュラム委員会および執行委員会等で議論されているが、明文化された手続きではない。

12) 法務研究科

基準 4-1 については全て適切であった。

13) 会計プロフェッション研究科

〈4-1-5D1 / 4-1-5P1〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関を検証する会議体や手続きは、明文化されていない。

〈4-1-5D2 / 4-1-5P2〉

ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの内容の適切性や相互の連関は、教授会、博士課程委員会、カリキュラム委員会および執行委員会等で議論されているが、明文化された手続きではない。

14) 青山スタンダード教育機構

基準 4-1 については全て適切であった。

なお、自己点検・評価の結果に基づき、基準 4-1 において全学的に取り組む必要がある項目として、以下のとおり各部局より報告があった。

1) 文学部・文学研究科

〈4-1-2U / 4-1-2M / 4-1-2D〉

ポリシーは設定されているが、全学部・研究科に改善が要請されている。全学の問題なので、文学部または文学研究科のみで対応することは難しい。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1 / 4-1-5U2 / 4-1-5M2 / 4-1-5D2〉

会議体と手続きを明文化することが必要であるが、大学全体として明示された方針がないので、その策定が必要である。

3) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈4-1-5U1 / 4-1-5M1 / 4-1-5D1〉

そのような会議体が本学にはなく、手続きの明文化とともに大学全体で統一的に考えてほしい。

2.5 基準 4-2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		4-2-1U	【学部】 カリキュラムはカリキュラムポリシーお よび大学設置基準第 19 条第 2 項に基づい て編成されていますか。
				青山ス タnda ード	4-2-1A	【青山スタンダード】 カリキュラムはカリキュラムポリシーお よび大学設置基準第 19 条第 2 項に基づい て編成されていますか。
			修士・博 士前期		4-2-1M	【修士・博士前期】 カリキュラムはカリキュラムポリシーお よび大学院設置基準第 11 条第 2 項に基づ いて編成されていますか。
			博士後 期・一貫 制博士		4-2-1D	【博士後期・一貫制博士】 カリキュラムはカリキュラムポリシーお よび大学院設置基準第 11 条第 2 項に基づ いて編成されていますか。
			専門職		4-2-1P	【専門職】 カリキュラムはカリキュラムポリシーお よび大学院設置基準第 11 条第 2 項に基づ いて編成されていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		4-2-2U	【学部】 異なる教育機関（大学⇄大学院、大学⇄専門職大学院、短大⇄大学等）と合同授業を実施している場合（※）、成績評価を区分するなど、それぞれの教育の質を担保する工夫を行っていますか。 ※合同授業を実施していない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
			修士・博士前期		4-2-2M	【修士・博士前期】 異なる教育機関（大学⇄大学院、大学院⇄専門職大学院等）と合同授業を実施している場合（※）、成績評価を区分するなど、それぞれの教育の質を担保する工夫を行っていますか。 ※合同授業を実施していない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
			博士後期・一貫制博士		4-2-2D	【博士後期・一貫制博士】 異なる教育機関（大学⇄大学院、大学院⇄専門職大学院等）と合同授業を実施している場合（※）、成績評価を区分するなど、それぞれの教育の質を担保する工夫を行っていますか。 ※合同授業を実施していない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			専門職		4-2-2P	【専門職】 異なる教育機関（大学院⇄専門職大学院、大学⇄専門職大学院等）と合同授業を実施している場合（※）、成績評価を区分するなど、それぞれの教育の質を担保する工夫を行っていますか。 ※合同授業を実施していない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
				青山ス タnda ード	4-2-2A	【青山スタンダード】 異なる教育機関（大学⇄大学院、大学⇄専門職大学院、短大⇄大学等）と合同授業を実施している場合（※）、成績評価を区分するなど、それぞれの教育の質を担保する工夫を行っていますか。 ※合同授業を実施していない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
			修士・博 士前期		4-2-3M	【修士・博士前期】 カリキュラムはカリキュラムポリシーおよび大学院設置基準第12条に基づいて講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていますか。
			博士後 期・一貫 制博士		4-2-3D	【博士後期・一貫制博士】 カリキュラムはカリキュラムポリシーおよび大学院設置基準第12条に基づいて講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			専門職		4-2-4P	【専門職】 カリキュラムはカリキュラムポリシーおよび専門職大学院設置基準第6条に基づき、理論教育と実務教育を適切に組み合わせたものとなっていますか。
			学部		4-2-5U	【学部】 カリキュラムポリシーに基づいた教育課程や教育内容が、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に示されていますか。 ※科目ナンバリング等の学生の順次的・体系的な履修への配慮を明らかにすること。
			修士・博士前期		4-2-5M	【修士・博士前期】 カリキュラムポリシーに基づいた教育課程や教育内容が、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に示されていますか。 ※科目ナンバリング等の学生の順次的・体系的な履修への配慮を明らかにすること。
			博士後期・一貫制博士		4-2-5D	【博士後期・一貫制博士】 カリキュラムポリシーに基づいた教育課程や教育内容が、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に示されていますか。 ※科目ナンバリング等の学生の順次的・体系的な履修への配慮を明らかにすること。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			専門職		4-2-5P	【専門職】 カリキュラムポリシーに基づいた教育課程や教育内容が、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に示されていますか。 ※科目ナンバリング等の学生の順次的・体系的な履修への配慮を明らかにすること。
				青山ス タnda ード	4-2-5A	【青山スタンダード】 カリキュラムポリシーに基づいた教育課程や教育内容が、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に示されていますか。 ※科目ナンバリング等の学生の順次的・体系的な履修への配慮を明らかにすること。
			学部		4-2-6U1	【学部】カリキュラムの適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。
			修士・博士前期		4-2-6M1	【修士・博士前期】 カリキュラムの適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。
			博士後期・一貫制博士		4-2-6D1	【博士後期・一貫制博士】 カリキュラムの適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。
			専門職		4-2-6P1	【専門職】 カリキュラムの適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-2-6A1	【青山スタンダード】 カリキュラムの適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。
			学部		4-2-6U2	【学部】 カリキュラムの適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。
			修士・博士前期		4-2-6M2	【修士・博士前期】 カリキュラムの適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。
			博士後期・一貫制博士		4-2-6D2	【博士後期・一貫制博士】 カリキュラムの適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。
			専門職		4-2-6P2	【専門職】 カリキュラムの適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。
				青山ス タnda ード	4-2-6A2	【青山スタンダード】 カリキュラムの適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈4-2-3D〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムについては、英米・史学・比芸専攻については講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっているが、仏文・日文では整っていない。

いわゆるコースワークの問題であり、昨年度に議論はしたものの、文学研究科全体としては、コースワークにどう対応するかについて、未だ明確な結論は出ていない。

〈4-2-5U〉

学部の教育課程や教育内容については、英米・史学・比較では授業要覧等へ掲載している。しかし、フランス文学科では2013年度に大幅なカリキュラム変更を行ったが、この変更は文学部ホームページ等で公開されているカリキュラムポリシーに反映されていない。また、日本文学科でも、2013年度に大幅なカリキュラム変更を行った。その変更については、授業要覧、文学部パンフレットや学科パンフレットでは示されているが、文学部及び学科のホームページでは内容が更新されていない

〈4-2-5M / 4-2-5D〉

修士・博士前期課程及び博士後期・一貫制博士課程の教育課程や教育内容については、科目ナンバリングの設定が真に必要なかを含め、研究科ごとの事情を踏まえて十分論議した上で、全学としての方針を決定する必要があるため、各種媒体に明確に示されているとは言えない。

〈4-2-6U2〉

学部のカリキュラムの適切性について、英米文・仏文・史では定期的に検証され、その結果が改善につながっているものの、日文・比較では検証されていない。英米文学科では、学部将来構想委員会と英米文学科分科会が検証を行っている。2014年度および2015年度は、2017年度より実施の新プログラムを検討し、カリキュラムの改善につながった。日本文学科では、定期的に検証しているとは言えない。比較芸術学科は2015年度に完成年度を迎えたばかりであり、カリキュラムの適切性の検討は現段階では行われていない。

〈4-2-6M2〉

修士・博士前期課程のカリキュラムの適切性について、英文・史・比較では定期的に検証され、その結果が改善につながっているが、仏文・日文ではつながっていない。これは「明文化された手続きによる定期的検証」とはどういうものを指すのか、認識の相違があるためである。

〈4-2-6D2〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムの適切性について、英文・史・比較では定期的に検証され、その結果が改善につながっているが、仏文・日文ではつながっていない。これは「明文化された手続きによる定期的検証」とはどういうものを指すのか、認識の相違があるためである。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈4-2-3D〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムについては、講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていない。

〈4-2-6U1〉

学部のカリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6M1〉

修士・博士前期課程のカリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6D1〉

博士後期・一貫性博士課程のカリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6U2 / 4-2-6M2 / 4-2-6D2〉

カリキュラムの適切性について、現状では検証していない。なお、2016 年度に教授会において適切性を検証する予定である。

3) 経済学部・経済学研究科

基準 4-2 については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈4-2-2U / 4-2-2M / 4-2-2D〉

異なる教育機関との合同授業の実施における教育の質担保の工夫について、特に行っていない。

〈4-2-3M / 4-2-3D〉

カリキュラムについては、講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていない。

〈4-2-6U1/4-2-6M1/4-2-6D1〉

カリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6M2/4-2-6D2〉

カリキュラムの適切性について、検証の結果は改善につながっていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈4-2-3D〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムについては、講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていない。

〈4-2-5U / 4-2-5M / 4-2-5D〉

学部・研究科の教育課程や教育内容については、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に示されていない。

〈4-2-6U1 / 4-2-6M1 / 4-2-6D1〉

学部・研究科のカリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6U2 / 4-2-6M2 / 4-2-6D2〉

学部・研究科のカリキュラムの適切性について、検証の結果は改善につながっていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈4-2-1D〉

博士後期・一貫制博士のカリキュラム編成について、コースワークがないためカリキュラムポリシーおよび大学院設置基準第11条第2項に基づいていない。

〈4-2-2U / 4-2-2M〉

異なる教育機関との合同授業の実施における教育の質担保の工夫について、国際政治学科・専攻、国際コミュニケーション学科・専攻に該当科目があるが特に行っていない。

〈4-2-3D〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムについては、講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていない。

〈4-2-6U1 / 4-2-6M1 / 4-2-6D1〉

カリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6U2 / 4-2-6M2 / 4-2-6D2〉

カリキュラムの適切性について、4-2-6U1/4-2-6M1/4-2-6D1 が前提となるため検証できていない。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈4-2-5U〉

学部の教育課程や教育内容については、要覧やホームページ、案内冊子等に表示されているものの、科目ナンバリング等の順次的・体系的な履修への配慮は十分ではない。ただし、1年次・2年次推奨科目は設置している。

〈4-2-5M / 4-2-5D〉

教育課程や教育内容については、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に表示されていない。

〈4-2-6U1 / 4-2-6M1 / 4-2-6D1〉

カリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6U2 / 4-2-6M2 / 4-2-6D2〉

カリキュラムの適切性について、検証の結果は改善につながっていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈4-2-3D〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムについては、講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていない。大学院教務主任会で改善を検討する。

〈4-2-5U〉

学部の教育課程や教育内容については、要覧やホームページ、案内冊子等に表示されている。しかし、「体系的な履修への配慮」に関して検討が必要である。機械創造工学科のガイドは内容のつながりが明確だが、電気電子工学科のように内容の記載はない。物理数理学科は開講時期の表のような内容になっている状況である。

〈4-2-5M / 4-2-5D〉

研究科の教育課程や教育内容については、要覧やホームページ、案内冊子等に明確に示されていない。

〈4-2-6U1 / 4-2-6M1 / 4-2-6D1〉

カリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6U2〉

学部のカリキュラムの適切性について、機械創造工学科・経営システム工学科・情報テクノロジー学科では各学科会議において定期的に検証され、その結果が改善につながっているものの、物理数理学科・化学生命科学科・電気電子工学科では検証されていない。

〈4-2-6M2〉

修士・博士前期課程のカリキュラムの適切性について、生命科学コース・機械創造コース・マネジメントテクノロジーコースでは各コース会議において定期的に検証され、その結果が改善につながっているものの、基礎科学コース・化学コース・機能物質コース・電気電子コース・知能情報コースでは検証されていない。

〈4-2-6D2〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムの適切性について、機械創造コース・知能情報コース・マネジメントテクノロジーコースでは各コース会議において定期的に検証され、その結果が改善につながっているものの、基礎科学コース・化学コース・機能物質コース・電気電子コースでは検証されていない。2017年度実施を目指して、コースワーク、リサーチワークに関する具体的カリキュラムの実施案が理工学研究科校務主任会議で承認され、前期中に研究科教授会の承認を受ける。その後、学則変更手続きに入る予定である。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈4-2-3D〉

博士後期・一貫制博士課程のカリキュラムについては、講義科目と研究指導科目を適切に組み合わせたものになっていない。

〈4-2-6M1 / 4-2-6D1〉

カリキュラムの適切性を検証する会議体は研究科教授会であるが、手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6M2/4-2-6D2〉

カリキュラムの適切性について、検証の結果は改善につながっていない。

10) 地球社会共生学部

〈4-2-6U1〉

学部のカリキュラムの適切性を検証する会議体・手続きの明文化については、明確に定められていない。

〈4-2-6U2〉

学部のカリキュラムの適切性について、完成年度まではカリキュラムは原則変えることができないため検証していない。

11) 国際マネジメント研究科

〈4-2-6D1 / 4-2-6P1〉

カリキュラムの適切性について、検証会議体（カリキュラム委員会、執行委員会、博士課程委員会、教授会等）で議論しているが、手続きの明文化については、明確に定められていない。

12) 法務研究科

基準 4-2 については全て適切であった。

13) 会計プロフェッション研究科

基準 4-2 については全て適切であった。

14) 青山スタンダード教育機構

基準 4-2 については全て適切であった。

なお、基準 4-2 において、全学的な取り組みが必要との認識を示した部局はなかった。

2.6 基準 4-3 教育内容・方法・成果（教育方法）

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-3-1A	【青山スタンダード】 教育目標（ディプロマポリシーにあたるような内容を含む）を達成するために必要となる教育方法（※）が明らかにされていますか。 ※グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態
			学部		4-3-1U	【学部】 教育目標（ディプロマポリシーを含む）を達成するために必要となる教育方法（※）が明らかにされていますか。 ※グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態
			研究科		4-3-1G	【研究科】 教育目標（ディプロマポリシーを含む）を達成するために必要となる教育方法（※）が明らかにされていますか。 ※グループワーク、フィールドワーク、少人数、IT の活用、外国語科目以外での外国語による授業、ゼミ形式等の実施形態

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-3-2A	【青山スタンダード】 各授業科目において、カリキュラムポリ シーに基づいた適切な教育方法（※）が 実施されましたか。 ※グループワーク、フィールドワーク、 少人数、IT の活用、外国語科目以外での 外国語による授業、ゼミ形式等の実施形 態
			学部		4-3-2U	【学部】 各授業科目において、カリキュラムポリ シーに基づいた適切な教育方法（※）が 実施されましたか。 ※グループワーク、フィールドワーク、 少人数、IT の活用、外国語科目以外での 外国語による授業、ゼミ形式等の実施形 態
			研究科		4-3-2G	【研究科】 各授業科目において、カリキュラムポリ シーに基づいた適切な教育方法（※）が 実施されましたか。 ※グループワーク、フィールドワーク、 少人数、IT の活用、外国語科目以外での 外国語による授業、ゼミ形式等の実施形 態
			学部		4-3-3U1	【学部】 学部・学科において 1 年間に履修登録で きる単位数の上限を 50 単位未満に設定 していますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		4-3-3U2	【学部】 編入学・転学部・転学科を実施している学部・学科において、当該学生に対して1年間に履修登録できる単位数の上限が緩和分も含めて50単位未満に設定されていますか。 ※編入学・転学部・転学科を実施していない学部は便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
			研究科		4-3-4G	【研究科】 各課程において研究指導および学位論文指導があらかじめ学生に周知・公表された研究指導計画（※）に基づいて行われましたか。 ※研究指導の方法や内容、年間スケジュールの記載が要件
●	全学教務 委員会	学務部			4-3-5W	【大学全体】 授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスが、統一した書式を用いて作成され、かつ、学生にあらかじめ公表されていますか。
				青山ス タnda ード	4-3-6A1	【青山スタンダード】 シラバスの内容の適切性（※）について検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・単位制度の趣旨に照らした学習 ・事前事後学習 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		4-3-6U1	【学部】 シラバスの内容の適切性（※）について 検証するにあたり、会議体（委員会等）・ 手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・ 単位制度の趣旨に照らした学習 ・ 事前事後学習 など
			研究科		4-3-6G1	【研究科】 シラバスの内容の適切性（※）について 検証するにあたり、会議体（委員会等）・ 手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・ 単位制度の趣旨に照らした学習 ・ 事前事後学習 など
				青山ス タnda ード	4-3-6A2	【青山スタンダード】 シラバスの内容の適切性（※）は明文化 された手続きに従って定期的に検証さ れ、その結果は改善につながっています か。 ※適切性の視点 ・ 単位制度の趣旨に照らした学習 ・ 事前事後学習 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		4-3-6U2	【学部】 シラバスの内容の適切性（※）は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・単位制度の趣旨に照らした学習 ・事前事後学習 など
			研究科		4-3-6G2	【研究科】 シラバスの内容の適切性（※）は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・単位制度の趣旨に照らした学習 ・事前事後学習 など
				青山ス タnda ード	4-3-6A3	【青山スタンダード】 シラバスに基づいた授業が行われているかどうかを検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。
			学部		4-3-6U3	【学部】 シラバスに基づいた授業が行われているかどうかを検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。
			研究科		4-3-6G3	【研究科】 シラバスに基づいた授業が行われているかどうかを検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-3-6A4	【青山スタンダード】 シラバスに基づいた授業が行われている かどうかは、明文化された手続きに従っ て定期的に検証され、その結果は改善に つながっていますか。
			学部		4-3-6U4	【学部】 シラバスに基づいた授業が行われている かどうかは、明文化された手続きに従っ て定期的に検証され、その結果は改善に つながっていますか。
			研究科		4-3-6G4	【研究科】 シラバスに基づいた授業が行われている かどうかは、明文化された手続きに従っ て定期的に検証され、その結果は改善に つながっていますか。
●	全学教務 委員会	学務部			4-3-7W	【大学全体】 単位が授業科目の内容、形態等を考慮し、 単位制度の趣旨に沿って（※）設定され ていますか。 ※学修時間の確保 など
			学部		4-3-8U	【学部】 既修得単位の認定は、学則に基づいた学 内基準（※1）に従って、適切に実施され ていますか（※2）。 ※1 大学学則第 42 条の 2（60 単位） ※2 単位認定の基準を明確にしているこ と。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		4-3-8G	【研究科】 既修得単位の認定は、学則に基づいた学内基準（※1）に従って、適切に実施されていますか（※2）。 ※1 ・大学院学則第 31 条（10 単位） ・専門職大学院学則第 40 条（修了要件として定める単位数の 1/2 未満）※法務研究科（36 単位） ※2 単位認定の基準を明確にしていること。
●	全学 FD 委員会	学務部			4-3-9W	【大学全体】 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動が学部・研究科を含む全学的なレベルで組織的に行われましたか。
			学部		4-3-9U	【学部】 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動が学部レベルで組織的に行われましたか。
			研究科		4-3-9G	【研究科】 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動が研究科レベルで組織的に行われましたか。
			学部		4-3-10U1	【学部】 教育内容・方法等を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。
			研究科		4-3-10G1	【研究科】 教育内容・方法等を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	4-3-10A1	【青山スタンダード】 教育内容・方法等を検証するにあたり、 会議体（委員会等）・手続きが明文化さ れていますか。
			学部		4-3-10U2	【学部】 教育内容・方法は、明文化された手続き に従って定期的に検証され、その結果は 改善につながっていますか。
			研究科		4-3-10G2	【研究科】 教育内容・方法は、明文化された手続き に従って定期的に検証され、その結果は 改善につながっていますか。
				青山ス タnda ード	4-3-10A2	【研究科】 教育内容・方法は、明文化された手続き に従って定期的に検証され、その結果は 改善につながっていますか。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 全学 FD 委員会

〈4-3-9W〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動について、全学的なレベルで組織的に行われている。

2) 全学教務委員会

〈4-3-5W〉

シラバスを作成するための統一した書式について、全学的な調整が必要である。

〈4-3-7W〉

単位制度の趣旨に沿った学習時間の確保の対策の一つとして、事前学習、事後学習の示し方について検討する予定である。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈4-3-2U〉

各授業科目におけるカリキュラムポリシーに基づいた適切な教育方法の実施について、英米文学科、フランス文学科、史学科および比較芸術学科では実施しているが、日本文学科は2013年にカリキュラムを変更後、カリキュラムポリシーが変更されていないので、カリキュラムの内容・方法と異なる部分がある。

〈4-3-3U2〉

編入学・転学部・転学科試験で入学した学生の1年間に履修登録できる単位数の上限について、日本文学科では緩和分も含めて50単位未満に設定されている。しかし、英米文学科では、各年次に44～48単位と2年間の履修登録できる単位数の上限を設定しているが、編・転入後、2年間に限り、最大56単位まで履修できる。また、フランス文学科では編入学者、転学部・転学科者は、編入学、転学部・転学科した年度より2年間に限り、最高履修制限単位を超えてさらに8単位を履修することができるとしているため、最大56単位まで履修が可能であり、50単位未満には設定されていない。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U2 / 4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。しかし、教授会・研究科教授会で検証しており、今後もこれを継続するのが妥当である。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3 / 4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されていない。教授会・研究科教授会で検証するのが妥当である。なお、英米文学科では、IEプログラムにおいて、IE運営委員会が「授業改善のための学生アンケート」結果を毎年検証し、教員への年度初頭のオリエンテーションで検証結果を活用している。

〈4-3-9G〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的としたFD活動について、フランス文学・語学専攻および比較芸術専攻では研究科レベルで組織的に行われているが、英米文学専攻、日本文学・日本語専攻および史学専攻では行われていない。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1 / 4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、学科・専攻ごとの分科会で検証しているが、手続きは明文化されていない。なお、英米文学科では、IEプログラムにおいて、IE運営委員会が「授業改善のための学生アンケート」結果を毎年検証し、教員への年度初頭のオリエンテーションで検証結果を活用している。また、英語科目検討委員会がカリキュラムの検証を行っている。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈4-3-1U〉

教育目標（ディプロマポリシーを含む）を達成するために必要となる教育方法について、教育学科のディプロマポリシーにおいて、教育方法を明らかにするよう改訂する。

〈4-3-3U2〉

編入学・転学部・転学科試験で入学した学生の1年間に履修登録できる単位数の上限について、心理学科では緩和分も含めて50単位未満に設定されているが、教育学科は見直しが必要である。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U2 / 4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。教授会・研究科教授会で検証するのが妥当である。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3 / 4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されていない。教授会・研究科教授会で検証するのが妥当である。

〈4-3-8G〉

既修得単位の認定について、今後慎重に取り組むべき課題である。

〈4-3-9U / 4-3-9G〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的としたFD活動について、学部・研究科レベルで組織的に行われていない。教授会・研究科教授会で検証するのが妥当である。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1 / 4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。教授会・研究科教授会で検証するのが妥当である。

3) 経済学部・経済学研究科

基準 4-3 については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈4-3-1U / 4-3-1G〉

教育目標（ディプロマポリシーを含む）を達成するために必要となる教育方法について、明らかにされていない。

〈4-3-2U〉

各授業科目におけるカリキュラムポリシーに基づいた適切な教育方法について、実施されていない。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U2 / 4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3 / 4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-8U / 4-3-8G〉

既修得単位の認定について、学則に基づいた学内基準に従って実施されていない。

〈4-3-9U / 4-3-9G〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的としたFD活動について、学部・研究科レベルで組織的に行われていない。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1 / 4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈4-3-1U / 4-3-1G〉

教育目標（ディプロマポリシーを含む）を達成するために必要となる教育方法について、明らかにされていない。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U2 / 4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3 / 4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-9U / 4-3-9G〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動について、学部・研究科レベルで組織的に行われていない。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1 / 4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈4-3-3U1〉

学部・学科における1年間に履修登録できる単位数の上限について、50単位未満に設定していない。

〈4-3-3U2〉

編入学・転学部・転学科試験で入学した学生の1年間に履修登録できる単位数の上限について、「国際政治経済学部編入学及び転学部学生の既修得単位の認定等に関する内規」において、緩和も含めて50単位未満に設定されていない。

〈4-3-4G〉

各課程における研究指導および学位論文指導について、あらかじめ学生に周知・公表された研究指導計画に基づいて行われているかを示す仕組みの構築を検討する。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U2 / 4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3 / 4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-9U / 4-3-9G〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動について、学部・研究科レベルで組織的に行われておらず、検討中である。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1 / 4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈4-3-3U2〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U2 / 4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3 / 4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-9U / 4-3-9G〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動について、学部・研究科レベルで組織的に行われていない。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1 / 4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈4-3-1U / 4-3-1G〉

教育目標（ディプロマポリシーを含む）を達成するために必要となる教育方法について、明らかにされていない。

〈4-3-2G〉

各授業科目におけるカリキュラムポリシーに基づいた適切な教育方法について、知能情報コースで実施されていない。

〈4-3-4G〉

各課程における研究指導および学位論文指導について、機械創造コース以外のコースでは、年間スケジュールなどを口頭で伝えるのみで、あらかじめ学生に周知・公表された研究指導計画に基づいて行われていない。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、学科会議・コース会議で検証しているが、根拠資料として議事録に審議結果を記載する必要がある。

〈4-3-8U / 4-3-8G〉

既修得単位の認定について、定量的な基準が明確にされていない。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、学科会議・コース会議で検証しているが、根拠資料として議事録に審議結果を記載する必要がある。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈4-3-2G〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U2 / 4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈4-3-6U3 / 4-3-6G3 / 4-3-6U4 / 4-3-6G4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈4-3-6G4〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈4-3-8U / 4-3-8G〉

既修得単位の認定について、学則に基づいた学内基準に従って実施されていない。

〈4-3-10U1 / 4-3-10G1 / 4-3-10U2 / 4-3-10G2〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

10) 地球社会共生学部

〈4-3-6U1〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈4-3-6U2〉

シラバスの内容の適切性について、2015年度は開設年度で前年度がないため、検証の段階にいたっていない。

〈4-3-6U3〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈4-3-6U4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、2015年度は開設年度で前年度がないため、検証の段階にいたっていない。

〈4-3-9U〉

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした FD 活動について、学部レベルで組織的に行われていない。FD 委員会の設置が必要である。

〈4-3-10U1 / 4-3-10U2〉

教育内容・方法等について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

11) 国際マネジメント研究科

〈4-3-6G1〉

シラバスの内容の適切性について、カリキュラム委員会、執行委員会、教授会等で検証しているが、手続きが明文化されていない。

〈4-3-6G2〉

シラバスの内容の適切性の検証について、新体制を構築し 2016 年度より実施予定である。

12) 法務研究科

基準 4-3 については全て適切であった。

13) 会計プロフェッション研究科

基準 4-3 については全て適切であった。

14) 青山スタンダード教育機構

〈4-3-6A1 / 4-3-6A2〉

シラバスの内容の適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

〈4-3-6A3/4-3-6A4〉

シラバスに基づいた授業が行われているかどうかについて、検証する会議体・手続きが明文化されておらず、定期的に検証されていない。

なお、なお、自己点検・評価の結果に基づき、基準 4-3 において全学的に取り組む必要がある項目として、以下のとおり各部局より報告があった。

1) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈4-3-6U1 / 4-3-6G1 / 4-3-6U3 / 4-3-6G3〉

そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で統一的に考えてほしい。

2) 青山スタンダード教育機構

〈4-3-6A1 / 4-3-6A3〉

シラバスの内容の適切性や授業内容の検証については、検証する際のルールや基準等が示され

なくてはならないが、現時点で大学全体としての方針等は明示されていない。よって運用も含め、全学的な方針に従いたい。

2.7 基準 4-4 教育内容・方法・成果（成果）

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
		学務部	学部		4-4-1U	【学部】 学部において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発に努めましたか。 ※ディプロマポリシーに掲げる内容に関連していること。
		学務部	研究科		4-4-1G	【研究科】 研究科（課程ごと）において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発に努めましたか。 ※ディプロマポリシーに掲げる内容に関連していること。
		学務部	学部		4-4-2U	【学部】 卒業の具体的な要件が授業要覧等によってあらかじめ学生に示されていますか。
		学務部	研究科		4-4-2G	【研究科】 修了の具体的な要件が大学院要覧等によってあらかじめ学生に示されていますか。
		学務部	研究科		4-4-3G	【研究科】 学位授与にあたり論文審査を行う場合、具体的な学位論文審査基準が大学院要覧等によってあらかじめ学生に示されていますか。 ※論文審査を行わない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
		学務部	修士・博 士前期		4-4-3M	【修士・博士前期】 学位授与にあたり、特定課題を課している課程については（※）、その具体的な審査基準を設け、大学院要覧等であらかじめ学生に明示していますか。 ※特定課題による学位授与を行っていない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
		学務部	博士後 期・一貫 制博士		4-4-4D	【博士後期・一貫制博士】 博士後期課程・一貫制博士課程を最長在学年限内に退学した者に対し学位を授与する場合、大学院学位規則第8条3項の規定に則り行われましたか。
		学務部	学部		4-4-5U1	【学部】 学位授与にあたり、責任体制の明確化と手続きの明文化が図られていますか。
		学務部	研究科		4-4-5G1	【研究科】 学位授与にあたり、責任体制の明確化と手続きの明文化が図られていますか。
		学務部	学部		4-4-5U2	【学部】 学位は明確な責任体制のもとで明文化された手続きに従って授与されましたか。
		学務部	研究科		4-4-5G2	【研究科】 学位は明確な責任体制のもとで明文化された手続きに従って授与されましたか。
		学務部		青山ス タnda ード	4-4-1A	【青山スタンダード】 青山スタンダード科目において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発に努めましたか。 ※必要単位の修得にあたって獲得すべき学習成果、その達成のための諸要件等（ディプロマポリシーにあたるような内容）に関連していること。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈4-4-1U〉

日本文学科、史学科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。英米文学科では、2014年度より TOEFL のポストテストをそれまでの2年生対象に追加して1年生でも実施を開始し、英語学習成果をより細やかに測定し、かつそれを2年次でのクラス分けに活用することによって、教育効果を高める工夫を行っている。

〈4-4-1G〉

英米文学専攻、日本文学・日本語専攻、史学専攻において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈4-4-1U / 4-4-1G〉

学部・研究科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。2016年度に教授会において検証する。

〈4-4-5U1〉

学位授与にあたり、責任体制の明確化と手続きの明文化が図られていない。

3) 経済学部・経済学研究科

基準 4-4 については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈4-4-1G〉

研究科（課程ごと）において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。

5) 経営学部・経営学研究科

〈4-4-1U / 4-4-1G〉

学部・研究科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈4-4-1U / 4-4-1G〉

学部・研究科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈4-4-1U / 4-4-1G〉

学部・研究科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。

8) 理工学部・理工学研究科

〈4-4-1G〉

基礎科学研究課程において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発を示す根拠資料の確認ができなかった。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈4-4-1U / 4-4-1G〉

学部・研究科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。

10) 地球社会共生学部

(4-4-5U1 / 4-4-5U2)

まだ学位を授与する年度に至っていない。

11) 国際マネジメント研究科

〈4-4-1G〉

研究科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。

〈4-4-4D〉

該当者が存在しない。

12) 法務研究科

基準 4-4 については全て適切であった。

13) 会計プロフェッション研究科

(4-4-1G)

研究科において、学生の学習成果を測定するための評価指標の開発が不十分である。会計プロフェッション研究科が実施するには全学レベルでの検討が前提である。

(4-4-5G1)

学位授与にあたり、責任体制の明確化と手続きの明文化が図られていない。

14) 青山スタンダード教育機構

(4-4-1A)

青山スタンダード科目において、学生の学習成果を測定するための評価指標は未開発である。

なお、基準 4-4 において、全学的な取り組みが必要との認識を示した部局はなかった。

2.8 基準5 学生の受け入れ

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	入学試験委 員会	入学広報 部			5-1W	【大学全体】 「青山学院教育方針」や「青山学院大学の 理念」を踏まえ、求める学生像や、修得し ておくべき知識等の内容・水準等を明らか にしたアドミッションポリシーが定めら れていますか。
			学部		5-1U	【学部】 学部・学科の「教育研究上の目的」を踏ま え、求める学生像や、修得しておくべき知 識等の内容・水準等を明らかにしたアドミ ッションポリシーが、学科ごとに定められ ていますか。
			研究科		5-1G	【研究科】 研究科・専攻の「教育研究上の目的」を踏 まえ、求める学生像や、修得しておくべき 知識等の内容・水準等を明らかにしたアド ミッションポリシーが、専攻および課程ご とに定められていますか。
●	入学試験委 員会	入学広報 部			5-2W	【大学全体】 アドミッションポリシーが、公的な刊行 物、ホームページ等によって、受験生を含 む社会一般に対して公表されていますか。
			学部		5-2U	【学部】 アドミッションポリシーが、公的な刊行 物、ホームページ等によって、受験生を含 む社会一般に対して公表されていますか。
			研究科		5-2G	【研究科】 アドミッションポリシーが、公的な刊行 物、ホームページ等によって、受験生を含 む社会一般に対して公表されていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	入学試験委 員会	入学広報 部			5-3W	【大学全体】 障がいのある学生の受け入れ方針を定めていますか。 また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、受験生を含む社会一般に対して、公表していますか。
●	入学試験委 員会	入学広報 部			5-4W	【大学全体】 学生募集および入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっていますか（※）。 ※ ・入試方式・結果の公表 ・入学者選抜における透明性の確保 ・入試方式・試験問題・合否判定の適切性など
			学部		5-4U	【学部】 学生募集および入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっていますか（※）。 ※ ・入試方式・結果の公表 ・入学者選抜における透明性の確保 ・入試方式・試験問題・合否判定の適切性など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		5-4G	【研究科】 学生募集および入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっていますか（※）。 ※ ・入試方式・結果の公表 ・入学者選抜における透明性の確保 ・入試方式・試験問題・合否判定の適切性など
●	入学試験委員会	入学広報部			5-5W	【大学全体】 アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれていますか。
			学部		5-5U	【学部】 アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれていますか。
			研究科		5-5G	【研究科】 アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	入学試験委 員会	入学広報 部			5-6W1	【大学全体】 各学部・学科における適切な入学定員の設定および入学者数の適正な（※）管理が確認されていますか。 ※過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、以下の数値の範囲内であること。 《教育人間科学部心理学科》 《理工学部》 0.9 以上 1.20 未満 《上記以外の学部学科》 0.9 以上 1.25 未満
			学部		5-6U1	【学部】 学部全体および各学科において、適切な入学定員が設定されていますか。
			学部		5-6U2	【学部】 学部・学科の入学者数が、入学定員に基づいて適正に（※）管理されていますか。 ※過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、以下の数値の範囲内であること。 《教育人間科学部心理学科》 《理工学部》 0.9 以上 1.20 未満 《上記以外の学部学科》 0.9 以上 1.25 未満

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		学務部			5-6W2	【大学全体】 各学部・学科における収容定員に基づいた在籍学生数の適正な（※）管理が確認されていますか。 ※ ・収容定員に対する在籍学生数比率が、以下の数値の範囲内であること。 《教育人間科学部心理学科》 《理工学部》 0.9 以上 1.20 未満 《上記以外の学部学科》 0.9 以上 1.25 未満 ・編入学・転学部・転学科による在籍学生数比率の変動
			学部		5-6U3	【学部】 学部全体および各学科において、在籍学生数が収容定員に基づき適正に（※）管理されていますか。 ※ ・収容定員に対する在籍学生数比率が、以下の数値の範囲内であること。 《教育人間科学部心理学科》 《理工学部》 0.9 以上 1.20 未満 《上記以外の学部学科》 0.9 以上 1.25 未満 ・編入学・転学部・転学科による在籍学生数比率の変動

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		学務部			5-7W	【大学全体】 編入学を実施している学部・学科における適切な編入学定員の設定および編入学生数の適正な（※）管理が確認されていますか。 ※編入学定員に対する編入学生数比率が、以下の数値の範囲内であること。 《未完成学部を除く全学部学科》 0.7 以上 1.30 未満
			学部		5-7U1	【学部】 適切な編入学定員が設定されていますか。 ※編入学を実施していない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
			学部		5-7U2	【学部】 編入学生数が編入学定員に基づき適正に（※1）管理されていますか（※2）。 ※1 編入学定員に対する編入学生数比率が、以下の数値の範囲内であること。 《未完成学部を除く全学部学科》 0.7 以上 1.30 未満 ※2 編入学を実施していない場合は、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		学務部			5-8W	【大学全体】 研究科・課程における収容定員に基づいた在籍学生数の適正な（※）管理が確認されていますか。 ※収容定員に対する在籍学生数比率が、以下の数値の範囲内であること。 《修士課程》《博士前期課程》《専門職学位課程》 0.5 以上 2.00 未満 《博士後期課程》《一貫制博士課程》 0.33 以上 2.00 未満
			研究科		5-8G	【研究科】 研究科全体および各課程において、在籍学生数が収容定員に基づき適正に（※）管理されていますか。 ※収容定員に対する在籍学生数比率が、以下の数値の範囲内であること。 《修士課程》《博士前期課程》《専門職学位課程》 0.5 以上 2.00 未満 《博士後期課程》《一貫制博士課程》 0.33 以上 2.00 未満

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	入学試験委 員会	入学広報 部 学務部			5-9W	【大学全体】 各学部・研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性（※）を検証する会議体（委員会等）・手続きが明文化されていること、また、それによって定期的に検証され、改善につながっていることが確認されていますか。 ※適切性の視点 ・アドミッションポリシー・障がいのある学生の受け入れ方針との適合性 ・学生募集・入学者選抜方法の適切性 ・定員設定・入学者数比率・在籍学生数比率の適切性
			学部		5-9U1	【学部】 学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・アドミッションポリシー・障がいのある学生の受け入れ方針との適合性 ・学生募集・入学者選抜方法の適切性 ・定員設定・入学者数比率・在籍学生数比率の適切性

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		5-9G1	【研究科】 学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・アドミッションポリシー・障がいのある学生の受け入れ方針との適合性 ・学生募集・入学者選抜方法の適切性 ・定員設定・入学者数比率・在籍学生数比率の適切性
			学部		5-9U2	【学部】 学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・アドミッションポリシー・障がいのある学生の受け入れ方針との適合性 ・学生募集・入学者選抜方法の適切性 ・定員設定・入学者数比率・在籍学生数比率の適切性

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		5-9G2	【研究科】 学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・アドミッションポリシー・障がいのある学生の受け入れ方針との適合性 ・学生募集・入学者選抜方法の適切性 ・定員設定・入学者数比率・在籍学生数比率の適切性
●	入学試験委員会	入学広報部 学務部			5-10W	【大学全体】 アドミッションポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は修正案を作成のうえ、上位の委員会へ附議してください。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		5-10U	【学部】 アドミッションポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。
			研究科		5-10G	【研究科】 アドミッションポリシーは以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は改定版を作成のうえ、全学自己点検・評価委員会へ報告してください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 入学試験委員会

〈5-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしたアドミッションポリシーが定められている。

〈5-2W〉

アドミッションポリシーが、公的な刊行物、ホームページ等によって、受験生を含む社会一般に対して公表されている。

〈5-3W〉

障がいのある学生の受け入れ方針は定めていないが、入学試験要項に疾病・負傷や障がい等のために、受験及び就学上特別の配慮を必要とする者の受験手続き方法の記載をしている。

〈5-4W〉

学生募集および入学者選抜の方法は、各学部・研究科によって管理・運営されており、大学全体としてその適切性を確認する仕組みが確立されていない。

〈5-5W〉

アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性は、各学部・研究科において確認されており、大学全体として確認する仕組みが確立されていない。

〈5-6W1〉

各学部・学科における適切な入学定員の設定および入学者数について、大学全体としてその適切性を確認する仕組みが確立されていない。

〈5-9W〉

学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性について、検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-10W〉

アドミッションポリシーが適切に定められていない。文部科学省の指針に沿った見直しをするために、執行部を中心として取り組みを行っている。

2) 学務部

〈5-6W2〉

各学部・学科における収容定員に基づいた在籍学生数の適正な管理が確認されている。

〈5-7W〉

編入学を実施している学部・学科における適切な編入学定員の設定および編入学生数の適正な管理が確認されている。

〈5-8W〉

一部の研究科・課程において、収容定員に基づいた在籍学生数の適正な管理がなされていない。

〈5-9W〉

学部・研究科における、学生の受け入れの適切性を検証する会議体・手続きが、明文化されていない。大学全体の3ポリシー見直し後、アドミッションポリシーと障がい学生支援方針に沿って明文化する。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈5-9G2〉

研究科における学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性について、史学専攻で検証がされていない。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈5-1U〉

学部・学科において、アドミッションポリシーが「教育研究上の目的」を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしているか、点検したことを示す文書が未作成である。

〈5-4U〉

学部において、学生募集および入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ適切に判定できているか、点検したことを示す文書が未作成である。

〈5-5U / 5-5G〉

学部および研究科において、アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性がとれているか、点検したことを示す文書が未作成である。

〈5-9U1 / 5-9G1〉

学部および研究科の学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-9U2 / 5-9G2〉

学部および研究科の学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性が定期的に検証されていない。

〈5-10U / 5-10G〉

アドミッションポリシーが適切であるか、点検したことを示す文書が未作成である。

3) 経済学部・経済学研究科

基準5については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈5-6U2〉

学部・学科の入学者数が、入学定員に基づいて適正に管理されていない。

〈5-9U1 / 5-9G1〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れについて、適切性を検証する会議体・手続きが明文化されていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈5-9U1 / 5-9G1〉

学部・研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する、会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-9U2〉

学部において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性が、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈5-5U / 5-5G〉

学部および研究科において、アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性が検証されていない。

〈5-9U1 / 5-9G1〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する、会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-9U2 / 5-9G2〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する会議体・手続きが明文化されていないため、定期的な検証ができない。

〈5-10U / 5-10G〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する会議体・手続きが明文化されていないため、アドミッションポリシーの適切性が検証できない。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈5-9U1 / 5-9G1〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する、会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-9U2 / 5-9G2〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性が、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈5-5U / 5-5G〉

学部および研究科において、アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性が検証されているが、記録として残されていない。

〈5-6U1〉

一部の学科において、適切な入学定員が設定されているか検証されているが、記録として残されていない。

〈5-6U2〉

一部の学科において、適切な入学定員が設定されているか管理されているが、記録として残されていない。

〈5-6U3〉

一部の学科において、在籍学生数が収容定員に基づき適正に管理されているが、記録として残されていない。

〈5-8G〉

一部の研究科において、在籍学生数が収容定員に基づき適正に管理されているが、記録として残されていない。

〈5-9U1〉

学部において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、一部の科目担当者で検討を行っているが、学部として会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-9G1〉

研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性のうち、障がいを持つ学生の履修について検証がなされていない。

〈5-9U2 / 5-9G2〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性の検証結果が、記録として残されていない。

〈5-10U / 5-10G〉

学部および研究科において、アドミッションポリシーの適切性が検証されているが、記録として残されていない。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈5-5U / 5-5G〉

学部および研究科において、アドミッションポリシーと学生募集、入学者選抜の実施方法の整合性が検証されていない。

〈5-9U1〉

学部において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-9G1〉

研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性の検証について、会議体は研究科教授会であるが、手続きは明文化されていない。

〈5-9U2 / 5-9G2〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈5-10U / 5-10G〉

学部および研究科において、アドミッションポリシーの適切性が検証されていない。

10) 地球社会共生学部

〈5-9U1〉

学部において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する、会議体・手続きが明文化されていない。

〈5-9U2〉

学部開設初年度のため、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性の検証は行わない。

11) 国際マネジメント研究科

〈5-9G2〉

学部および研究科において、学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性が、手続きに則って検証されているが、手続きが明文化されていない。

12) 法務研究科

〈5-8G〉

研究科全体および各課程において、在籍学生数が収容定員に基づき適正に管理されておらず、定員充足率を上げる施策を検討している。

13) 会計プロフェッション研究科

〈5-8G〉

研究科全体および各課程において、在籍学生数が収容定員に基づき適正に管理されていない。

なお、自己点検・評価の結果に基づき、基準 5 において全学的に取り組む必要がある項目として、以下のとおり各部局より報告があった。

1) 教育人間科学部・教育人間科学研究科/地球社会共生学部

〈5-9U1 / 5-9G1〉

障がいのある学生への支援に関する方針は、大学全体として策定する必要がある。

2) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈5-9U1 / 5-9G1〉

学生募集および入学者選抜など学生の受け入れの適切性を検証する会議体・手続き明文化は、大学全体として統一的に策定する必要がある。

2.9 基準6 学生支援

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	(執行部) 全学FD委 員会 教職課程委 員会 国際交流委 員会 学生部委員 会 学生相談セ ンター運営 委員会 保健管理セ ンター運営 委員会 就職部委員 会 大学宗教主 任会	学務部 学生生活 部 進路・就 職部 宗教セン ター (相)学 務課 (相)学 生生活課 (相)進 路・就職 課 宗教セン ター相模 原分室			6-1W	【大学全体】 「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定めていますか（※）。 また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表していますか。 ※ ・学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができること。 ・障がいのある学生への支援を含むこと。
●	(執行部)	学務部 (相)学 務課			6-2W1	【大学全体】 修学支援に関する方針に沿って、学部学生、大学院学生および専門職大学院学生の留年者及び休・退学者の状況を把握し、対処するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
			学部		6-2U1	【学部】 修学支援に関する方針に沿って、留年者及び休・退学者の状況を把握し、対処するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		6-2G1	【研究科】 修学支援に関する方針に沿って、留年者及び休・退学者の状況を把握し、対処するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
●	全学 FD 委 員会	学務部 (相) 学 務課			6-2W2	【大学全体】 修学支援に関する方針に沿って、学生（学部学生、大学院学生および専門職大学院学生）の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
			学部		6-2U2	【学部】 修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
			研究科		6-2G2	【研究科】 修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
●	(執行部)	学務部 (相) 学 務課			6-2W3	【大学全体】 修学支援に関する方針に沿って、学部、研究科、専門職大学院に所属する障がい学生に対する修学支援を実施するための大学全体としての仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
			学部		6-2U3	【学部】 修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			研究科		6-2G3	【研究科】 修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
●	教職課程委員会	学務部 (相) 学務課			6-3W	【大学全体】 修学支援に関する方針に沿って、教職課程のための組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
			学部		6-3U	【学部】 修学支援に関する方針に沿って、教職課程のための組織体制を整備し、適切に運用しましたか。 ※教員免許状を取得させない学部については、便宜上「○」とし、備考欄にその旨記載してください。
●	国際交流委員会	学務部 (相) 学務課			6-4W	【大学全体】 修学支援に関する方針に沿って、国際交流事業（※）のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。 ※ ・派遣交換留学、海外語学・文化研修 ・留学生（短期受入交換・私費外国人） ・チャットルーム など
●	学生部委員会	学生生活部 (相) 学生生活課			6-5W	【大学全体】 生活支援に関する方針に沿って、課外活動や学生の福利厚生のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
●	学生部委員会	学生生活部 (相) 学生生活課			6-2W4	【大学全体】 生活支援に関する方針に沿って、奨学金等の経済的支援を実施するための仕組みや組織体制を整備し適切に運用しましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	学生相談セ ンター運営 委員会	学生生活 部 (相) 学 生生活課			6-2W5	【大学全体】 生活支援の方針に沿って、学生相談室等、学生の相談に応じる体制を構築して学生へ案内するための仕組みや組織体制を整備し、適切に（※）運用しましたか。 ※適切な視点 保健管理センターとの連携を含む
●	学生相談セ ンター運営 委員	学生生活 部 (相) 学 生生活課			6-2W6	【大学全体】 生活支援の方針に沿って、各種ハラスメント防止に向けた取り組みのための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
●	保健管理セ ンター運営 委員会	学生生活 部 (相) 学 生生活課			6-6W	【大学全体】 生活支援に関する方針に沿って、保健管理のための仕組みや組織体制を整備し、適切に（※）運用しましたか。 ※適切な視点 学生相談センターとの連携を含む
●	大学宗教主 任会	宗教セン ター 宗教セン ター相模 原分室			6-7W	【大学全体】 学生支援に関する方針に沿って、学生のキリスト教活動を支援するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しましたか。
●	就職部委員 会	進路・就 職部 (相) 進 路・就職 課			6-8W	【大学全体】 進路支援に関する方針に沿って、学生（学部学生、大学院学生および専門職大学院学生）の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備し、適切に運用しましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
				青山ス タnda ード	6-8A	【青山スタンダード】 進路支援に関する方針に沿って、キャリア 形成支援教育の実施等、組織的・体系的な 指導・助言に必要な体制を整備し、適切に 運用しましたか。
			学部		6-8U	【学部】 学生の進路支援に関して、学部独自に取組 みを行いましたか。行っている場合は、具 体的に備考欄に記載の上、根拠資料を挙げ てください。
			研究科		6-8G	【研究科】 学生の進路支援に関して、研究科独自に取 組みを行いましたか。行っている場合は、 具体的に備考欄に記載の上、根拠資料を挙 げてください。
●	(執行部) 全学FD委 員会 教職課程委 員会 国際交流委 員会 学生部委員 会 学生相談セ ンター運営 委員会 保健管理セ ンター運営 委員会 就職部委員 会 大学宗教主 任会	学務部 学生生活 部 進路・就 職部 宗教セン ター (相)学 務課 (相)学 生生活課 (相)進 路・就職 課 宗教セン ター相模 原分室			6-9W1	【大学全体】 学生支援の適切性(※)を検証するにあた り、会議体(委員会等)・手続きが明文化 されていますか。 ※適切性の視点 ・学生支援に関する方針(修学支援、生活 支援、進路支援に関する方針)との適合性 ・学生支援の仕組みや組織体制の整備

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	(執行部) 全学 FD 委 員会 教職課程委 員会 国際交流委 員会 学生部委員 会 学生相談セ ンター運営 委員会 保健管理セ ンター運営 委員会 就職部委員 会 大学宗教主 任会	学務部 学生生活 部 進路・就 職部 宗教セン ター (相) 学 務課 (相) 学 生生活課 (相) 進 路・就職 課 宗教セン ター相模 原分室			6-9W2	【大学全体】 学生支援の適切性 (※) は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）との適合性 ・学生支援の仕組みや組織体制の整備
●	(執行部) 全学 FD 委 員会 教職課程委 員会 国際交流委 員会 学生部委員 会 学生相談セ ンター運営 委員会 保健管理セ ンター運営 委員会 就職部委員	学務部 学生生活 部 進路・就 職部 宗教セン ター (相) 学 務課 (相) 学 生生活課 (相) 進 路・就職 課 宗教セン ター相模			6-10W	【大学全体】 学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は修正案を作成のうえ、

	会 大学宗教主 任会	原分室				上位の委員会へ附議してください。
--	------------------	-----	--	--	--	------------------

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 全学 FD 委員会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定めていない。

また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表していない。

〈6-2W2〉

学支援に関する方針に沿って、学生（学部学生、大学院学生および専門職大学院学生）の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用していない。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。

2) 教職課程委員会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定め、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表している。

〈6-3W〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

〈6-9W2〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。

3) 国際交流委員会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定め、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表している。

〈6-4W〉

修学支援に関する方針に沿って、国際交流事業（※）のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用している。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。

4) 学生部委員会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定めていない。
また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表していない。

〈6-5W〉

生活支援に関する方針に沿って、課外活動や学生の福利厚生のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用している。

〈6-2W4〉

生活支援に関する方針に沿って、奨学金等の経済的支援を実施するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用している。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）が適切ではない。2014年度第3回臨時学生部委員会（2014.12.3開催）で執行部案を報告し、学生部委員から出された意見をまとめて報告したが、反映されたとは言い難い。

5) 学生相談センター運営委員会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定めていない。

また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表していない。学生相談センターだけで対応できるものではなく、大学として刊行物・ホームページ等により周知・公表する必要があると思われる。

〈6-2W5〉

生活支援の方針に沿って、学生相談室等、学生の相談に応じる体制を構築して学生へ案内するための仕組みや組織体制を整備し、地域医療機関等や保健管理センターと連携の上、適切に運用している。

〈6-2W6〉

生活支援の方針に沿って、各種ハラスメント防止に向けた取り組みのための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用した。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。

6) 保健管理センター運営委員会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定めていない。

また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表していない。

〈6-6W〉

学生相談センターカウンセラーと連携して学生支援を行い、適切に運用している。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。

7) 就職部委員会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定め、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表している。

〈6-8W〉

正課外のプログラムでキャリア形成支援を担っており、適切に運用している。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。

8) 大学宗教主任会

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）を明確に定め、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表している。

〈6-7W〉

学生支援をテーマとして学生相談センターとの懇談会を実施し、適切に運用している。

〈6-9W1〉

学生支援の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。スカラシップ奨学金の創設や学生相談センターと連携し、心のケアの必要な学生に対応している。

9) 学務部・(相) 学務課

〈6-1W〉

「青山学院教育方針」や「青山学院大学の理念」、入学者の傾向等の特性を踏まえながら、学生支援に関する方針を明確に定めている。しかし、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表していない。また、障害のある学生への支援についての方針の明文化については、教育支援課を中心に案が作成され、

関連部署間で検討予定である。

〈6-2W1〉

修学支援に関する方針に沿って、学部学生、大学院学生および専門職大学院学生の留年者及び休・退学者の状況を把握し、対処するための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用している。

〈6-2W3〉

修学支援に関する方針に沿って、学部、研究科、専門職大学院に所属する障がい学生に対する修学支援を実施するための大学全体としての仕組みや組織体制を整備し、適切に運用している。

〈6-9W1〉

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

〈6-9W2〉

学生支援の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈6-10W〉

学生支援に関する方針（修学支援、生活支援、進路支援に関する方針）は適切である。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈6-2U2 / 6-2G2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制について、整備していない学科が複数ある。

〈6-2U3 / 6-2G3〉

修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制について、整備していない学科が複数ある。

〈6-8U / 6-8G〉

学生の進路支援に関して、学部・研究科独自の取り組みは行っていない。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈6-2U2 / 6-2G2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-2U3 / 6-2G3〉

修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-8G〉

学生の進路支援に関して、研究科独自の取り組みは行っていない。

3) 経済学部・経済学研究科

基準 6 については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈6-2U1〉

修学支援に関する方針に沿って、留年者及び休・退学者の状況を把握し、対処するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-8U / 6-8G〉

学生の進路支援に関して、学部・研究科独自の取り組みは行っていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈6-2G1〉

修学支援に関する方針に沿って、留年者及び休・退学者の状況を把握し、対応するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-2G2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-8U / 6-8G〉

学生の進路支援に関して、学部・研究科独自の取り組みは行っていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

〈6-2G1〉

修学支援に関する方針に沿って、留年者及び休・退学者の状況を把握し、対処するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-2U2 / 6-2G2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。オフィスアワーの設定や個別のアポイントメントで全学部的に対応する。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈6-2U2 / 6-2G2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-2U3 / 6-2G3〉

過去に視覚障がい者の対応を行った経験はあるが、修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制は整備していない。

〈6-8G〉

学生の進路支援に関して、研究科独自の取り組みは行っていない。

8) 理工学部・理工学研究科

〈6-2G1〉

修学支援に関する方針に沿って、留年者及び休・退学者の状況を把握し、対処するための仕

組みや組織体制について、一部のコースに根拠資料が無い。

〈6-2G2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制について、一部のコースに根拠資料が無い。

〈6-8G〉

学生の進路支援に関する研究科独自の取組みについて、一部のコースに根拠資料が無い。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

〈6-2G2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

10) 地球社会共生学部

〈6-2U2〉

修学支援に関する方針に沿って、学生の能力に応じた補習教育を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-2U3〉

修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

〈6-8U〉

学生の進路支援に関して、学部独自の取り組みは行っていない。

11) 国際マネジメント研究科

〈6-2G3〉

修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

12) 法務研究科

〈6-2G3〉

修学支援に関する方針に沿って、障がい学生に対する修学支援を実施するための仕組みや組織体制を整備していない。

13) 会計プロフェッション研究科

基準 6 については全て適切であった。

14) 青山スタンダード教育機構

基準 6 については全て適切であった。

なお、基準 6 において、全学的な取り組みが必要との認識を示した部局はなかった。

2.10 基準7 教育研究等環境

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	図書館委員会 情報メディアセンター運営委員会 外国語ラボラトリー運営委員会 利益相反及び研究教育倫理委員会	庶務部 学術情報部 事務システム部 研究推進部 (相) 庶務課 (相) 学術情報課 (相) 研究推進課			7-1W	【大学全体】 教育研究等環境の整備に関する方針を、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえて定めていますか。また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して、周知・公表していますか。
●		庶務部 (相) 庶務課			7-2W	【大学全体】 校地および校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していますか。
●		庶務部 (相) 庶務課			7-3W1	【大学全体】 施設・設備について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるような取り組みを行いましたか。
●	図書館委員会	学術情報部 (相) 学術情報課			7-4W	【大学全体】 大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、図書館に必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	図書館委 員会	学術情報 部 (相) 学 術情報課			7-5W	【大学全体】 図書館・学術情報サービスを支障なく提供 するために、専門的な知識を有する専任職 員（司書）をすべての図書館（青山・相模 原）に配置していますか。
●	図書館委 員会	学術情報 部 (相) 学 術情報課			7-3W2	【大学全体】 学生の学修に関する情報支援を含む、国立 情報学研究所のGeNiiや他の図書館 とのネットワークの、学術情報へのアクセ ス等について、教育研究等環境の整備に関 する方針に沿って、設備、機器・備品や関 連規則等を整備し、充実を図っていますか。
●	図書館委 員会	学術情報 部 (相) 学 術情報課			7-3W3	【大学全体】 座席数・開館時間などの図書館利用環境に ついて、教育研究等環境の整備に関する方 針に沿って、施設・設備、機器・備品や体 制を整備し、学生の学修に配慮した利用環 境を整備していますか。
●	情報メデ ィアセン ター運営 委員会	学術情報 部 (相) 学 術情報課			7-3W4	【大学全体】 学生の学修に関する情報支援を含む、情報 学習の設備環境について、教育研究等環境 の整備に関する方針に沿って、施設・設備、 機器・備品、ネットワーク等や体制を整備 し、学生の学修に配慮した利用環境を整備 していますか。
●	外国語ラ ボラトリ ー運営委 員会	学術情報 部 (相) 学 術情報課			7-3W5	【大学全体】 学生の学修に関する情報支援を含む、語学 教育の設備環境について、教育研究等環境 の整備に関する方針に沿って、施設・設備、 機器・備品や体制を整備し、学生の学修に 配慮した利用環境を整備していますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		研究推進 部 (相) 研 究推進課			7-6W	【大学全体】 専任教員に対して、研究活動に必要な研究 費を支給していますか。
●		庶務部 (相) 庶 務課			7-7W	【大学全体】 専任教員のための研究室を整備していま すか。
●		研究推進 部 庶務部 学務部 (相) 研 究推進課 (相) 庶 務課 (相) 学 務課			7-3W6	【大学全体】 研究専念時間（在宅研究日）の設定等、教 員の研究機会について、教育研究等環境の 整備に関する方針に沿って、関連規則等を 整備し保障していますか。
●		事務シス テム部			7-3W7	【大学全体】 事務情報支援について、教育研究等環境の 整備に関する方針に沿って、施設・設備、 機器・備品やネットワーク等を整備し管理 運営を行いましたか。
●		事務シス テム部			7-3W8	【大学全体】 学生の学修に関する情報支援について、教 育研究等環境の整備に関する方針に沿っ て、施設・設備、機器・備品やネットワ ーク等を整備し管理運営を行いましたか。
●	情報メデ ィアセン ター運営 委員会	学術情報 部 事務シス テム部 (相) 学 術情報課			7-3W9	【大学全体】 教員の教育研究活動に関する情報支援に ついて、教育研究等環境の整備に関する方 針に沿って、施設・設備、機器・備品やネ ットワーク等を整備し管理運営を行いま したか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	情報メ ディアセン ター運営 委員会	学務部 学術情報 部 (相) 学 務課 (相) 学 術情報課			7-3W10	【大学全体】 ティーチング・アシスタント (TA)、リ サーチ・アシスタント (RA)、スチュー デント・アシスタント (SA)、IT アシス タント (IT-A)等の人的支援について、教 育研究等環境の整備に関する方針に沿っ て、管理体制や関連規則等を整備し運用し ましたか。
			学部		7-3U1	【学部】 ティーチング・アシスタント (TA)、リ サーチ・アシスタント (RA)、スチュー デント・アシスタント (SA)、IT アシス タント (IT-A)等の人的支援について、教 育研究等環境の整備に関する方針に沿っ て、管理体制や関連規則等を整備し運用し ましたか。
			研究科		7-3G1	【研究科】 ティーチング・アシスタント (TA)、リ サーチ・アシスタント (RA)、スチュー デント・アシスタント (SA)、IT アシス タント (IT-A)等の人的支援について、教 育研究等環境の整備に関する方針に沿っ て、管理体制や関連規則等を整備し運用し ましたか。
				青山ス タnda ード	7-3A	【青山スタンダード】 ティーチング・アシスタント (TA)、リ サーチ・アシスタント (RA)、スチュー デント・アシスタント (SA)、IT アシス タント (IT-A)等の人的支援について、教 育研究等環境の整備に関する方針に沿っ て、管理体制や関連規則等を整備し運用し ましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	利益相反 及び研究 教育倫理 委員会	研究推進 部 (相) 研 究推進課			7-3W11	【大学全体】 研究倫理教育や研究不正行為への対応に ついて、教育研究等環境の整備に関する方 針に沿って、規程の整備、研修会の開催、 学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透さ せるための措置を行いましたか。
			学部		7-3U2	【学部】 研究倫理教育や研究不正行為への対応に ついて、教育研究等環境の整備に関する方 針に沿って、規程の整備、研修会の開催、 学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透さ せるための措置を行いましたか。
			研究科		7-3G2	【研究科】 研究倫理教育や研究不正行為への対応に ついて、教育研究等環境の整備に関する方 針に沿って、規程の整備、研修会の開催、 学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透さ せるための措置を行いましたか。
●	図書館委 員会 情報メデ ィアセン ター運営 委員会 外国語ラ ボラトリ ー運営委 員会 利益相反 及び研究 教育倫理 委員会	庶務部 学術情報 部 事務シス テム部 研究推進 部 学務部 (相) 庶 務課 (相) 学 術情報課 (相) 研 究推進課 (相) 学 務課			7-8W1	【大学全体】 教育研究等環境の適切性(※)を検証する にあたり、会議体(委員会等)・手続きが 明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・法令の順守 ・教育研究等環境に関する方針との整合性 ・社会・時代の要請 ・理念・目的の実現 ・学生サービス ・採算性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	図書館委員会 情報メディアセンター運営委員会 外国語ラボラトリー運営委員会 利益相反及び研究教育倫理委員会	庶務部 学術情報部 事務システム部 研究推進部 学務部 (相) 庶務課 (相) 学術情報課 (相) 研究推進課 (相) 学務課			7-8W2	【大学全体】 教育研究等環境の適切性(※)は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・法令の順守 ・教育研究等環境に関する方針との整合性 ・社会・時代の要請 ・理念・目的の実現 ・学生サービス ・採算性 など
●	図書館委員会 情報メディアセンター運営委員会 外国語ラボラトリー運営委員会 利益相反及び研究教育倫理委員会	庶務部 学術情報部 事務システム部 研究推進部 学務部 (相) 庶務課 (相) 学術情報課 (相) 研究推進課 (相) 学務課			7-9W	【大学全体】 教育研究等環境の整備に関する方針は以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー(学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等)の要請にあっているか。 ・自己点検・評価(チェックリスト)を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は修正案を作成のうえ、上位の委員会へ附議してください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 図書館委員会

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえて定められており、また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して、周知・公表できている。

〈7-4W〉

大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、図書館に必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えている。

〈7-5W〉

図書館・学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員（司書）をすべての図書館（青山・相模原）に配置している。

〈7-3W2〉

学生の学修に関する情報支援を含む、国立情報学研究所の CiNii 等のサービスや他の図書館とのネットワークや学術情報へのアクセス等について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、設備、機器・備品や関連規則等を整備している。

〈7-3W3〉

座席数・開館時間などの図書館利用環境について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備、機器・備品や体制を整備し、学生の学修に配慮した利用環境を整備している。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されている。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

2) 情報メディアセンター運営委員会

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえて定められており、また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して、周知・公表できている。

〈7-3W4〉

学生の学修に関する情報支援を含む、情報学習の設備環境について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備、機器・備品、ネットワーク等や体制を整備し、学生の学修に配慮した利用環境を整備している。

〈7-3W9〉

教員の教育研究活動に関する情報支援について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備、機器・備品やネットワーク等を整備し管理運営を行っている。

〈7-3W10〉

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、スチューデント・アシスタント (SA)、IT アシスタント (IT-A)等の人的支援について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、管理体制や関連規則等を整備し運用している。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されている。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

3) 外国語ラボラトリー運営委員会

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえて定められており、また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して、周知・公表できている。

〈7-3W5〉

学生の学修に関する情報支援を含む、語学教育の設備環境について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備、機器・備品や体制を整備し、学生の学修に配慮した利用環境を整備している。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されている。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

4) 利益相反及び研究教育倫理委員会

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針は定められているが、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して周知・公表されていない。

〈7-3W11〉

研究倫理教育や研究不正行為への対応について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置を行っている。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されている。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

5) 庶務部

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針は定められているが、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して周知・公表されていない。

〈7-2W〉

校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備している。

〈7-3W1〉

施設・設備について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備の安全性、利便性を向上させるような取り組みを行っている。

〈7-7W〉

専任教員のための研究室を整備している。

〈7-3W6〉

研究専念時間（在宅研究日）の設定等、教員の研究機会について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、関連規則等を整備し保障している。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されていない。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

6) (相) 庶務課

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針は定められているが、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して周知・公表されている。

〈7-2W〉

校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備している。

〈7-3W1〉

施設・設備について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備の安全性、利便性を向上させるような取り組みを行っている。

〈7-7W〉

専任教員のための研究室を整備している。

〈7-3W6〉

研究専念時間（在宅研究日）の設定等、教員の研究機会について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、関連規則等を整備し保障している。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されていない。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されていない。

7) 研究推進部・(相) 研究推進課

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針は定められているが、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して周知・公表されていない。

〈7-6W〉

専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給している。

〈7-3W6〉

研究専念時間（在宅研究日）の設定等、教員の研究機会について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、関連規則等を整備し保障している。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されている。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

8) 学務部・(相) 学務課

〈7-3W6〉

研究専念時間（在宅研究日）の設定等、教員の研究機会について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、関連規則等を整備し保障している。

〈7-3W10〉

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、スチューデント・アシスタント (SA)、IT アシスタント (IT-A)等の人的支援について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、管理体制や関連規則等を整備し運用している。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されている。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

9) 事務システム部

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえて定められており、また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して、周知・公表できている。

〈7-3W7〉

事務情報支援について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備、機器・備品やネットワーク等を整備し管理運営を行っている。

〈7-3W8〉

学生の学修に関する情報支援について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備、機器・備品やネットワーク等を整備し管理運営を行っている。

〈7-3W9〉

教員の教育研究活動に関する情報支援について、教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、施設・設備、機器・備品やネットワーク等を整備し管理運営を行っている。

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きが明文化されている。

〈7-8W2〉

教育研究等環境の適切性は明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針の適切性が検証されている。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

基準 7 については全て適切であった。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

基準 7 については全て適切であった。

3) 経済学部・経済学研究科

基準 7 については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

基準 7 については全て適切であった。

5) 経営学部・経営学研究科

基準 7 については全て適切であった。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

基準 7 については全て適切であった。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

基準 7 については全て適切であった。

8) 理工学部・理工学研究科

〈7-3U1/ 7-3G1〉

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、スチューデント・アシスタント (SA)、IT アシスタント (IT-A)等の人的支援について、学部においては一部のコースで教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、管理体制や関連規則等を整備し運用した記録が残されていない。また研究科においては、全体として管理体制が敷かれていない。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

基準 7 については全て適切であった。

10) 地球社会共生学部

基準 7 については全て適切であった。

11) 国際マネジメント研究科

〈7-3G1〉

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、スチューデント・アシスタント (SA)、IT アシスタント (IT-A)に該当する者がいない。

〈7-3G2〉

研究倫理教育や研究不正行為への対応について、規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置が研究科において独自に行われていない。

12) 法務研究科

〈7-3G1〉

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、スチューデント・アシスタント (SA)、IT アシスタント (IT-A)に該当する者がいない。

13) 会計プロフェッション研究科

基準 7 については全て適切であった。

なお、自己点検・評価の結果に基づき、基準 7 において全学的に取り組む必要がある項目として、以下のとおり各部局より報告があった。

1) 利益造反及び研究教育倫理委員会/研究推進部/庶務部

〈7-1W〉

教育研究等環境の整備に関する方針を、大学として公表する必要がある。

2) 庶務部

〈7-8W1〉

教育研究等環境の適切性を検証する会議体は存在しているが、具体的な取組や部署間等による意見調整を全学的に取り組む必要がある。

3) (相) 庶務課

〈7-9W〉

教育研究等環境の整備に関する方針について、委員会規則を制定しているが、十分に機能しておらず、評価基準の明確化と併せ、全学的に取り組む必要がある。

2.11 基準8 社会連携・社会貢献

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会 (執行部) 大学宗教 主任会	政策・企画部 庶務部 (相) 庶務課 宗教センター (相) 学生生 活課 宗教センター 相模原分室			8-1W1	【大学全体】 社会連携・社会貢献に関する方針が、 「青山学院教育方針」および「青山学 院大学の理念」を踏まえながら定めら れていますか。
●	全学自己 点検・評価 委員会 (執行部)	政策・企画部 庶務部 (相) 庶務課 (相) 学生生 活課			8-1W2	【大学全体】 社会連携・社会貢献に関する方針が、 公的な刊行物、ホームページ等によっ て、教職員および社会一般に対して周 知・公表されていますか。
●	全学自己 点検・評価 委員会 (執行部) 大学宗教 主任会	政策・企画部 庶務部 (相) 庶務課 宗教センター (相) 学生生 活課 宗教センター 相模原分室			8-2W	【大学全体】 社会連携・社会貢献に関する方針に沿 って、社会連携・社会貢献が推進され ましたか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
			学部		8-2U	【学部】 社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されましたか。推進されている場合、具体的に備考欄に記載のうえ、根拠資料をあげてください。
			研究科		8-2G	【研究科】 社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されましたか。推進されている場合、具体的に備考欄に記載のうえ、根拠資料をあげてください。
●	全学自己 点検・評価 委員会 (執行部) 大学宗教 主任会	政策・企画部 庶務部 (相) 庶務課 宗教センター (相) 学生生 活課 宗教センター 相模原分室			8-3W1	【大学全体】 社会連携・社会貢献の適切性(※)を検証するにあたり、会議体(委員会等)・手続きが明文化されていますか。 ※適切性の視点 ・社会連携・社会貢献に関する方針との整合性 など
●	全学自己 点検・評価 委員会 (執行部) 大学宗教 主任会	政策・企画部 庶務部 宗教センター (相) 庶務課 (相) 学生生 活課 宗教センター 相模原分室			8-3W2	【大学全体】 社会連携・社会貢献の適切性(※)は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・社会連携・社会貢献に関する方針との整合性 など

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会 (執行部) 大学宗教 主任会	政策・企画部 庶務部 (相) 庶務課 宗教センター (相) 学生生 活課 宗教センター 相模原分室			8-4W	【大学全体】 社会連携・社会貢献に関する方針は以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は修正案を作成の上、上位の委員会へ附議してください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 全学自己点検・評価委員会

(8-1W1)

社会連携・社会貢献に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえながら定められている。

(8-1W2)

社会連携・社会貢献に関する方針が、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員および社会一般に対して周知・公表されている。

(8-2W)

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

(8-3W1)

社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されていない。

(8-3W2)

当該チェック項目については、自己点検・評価を行っていない。

(8-4W)

社会連携・社会貢献に関する方針は、設問で問われている内容に対応しており、適切である。

2) 大学宗教主任会

(8-1W1)

社会連携・社会貢献に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえながら定められている。

(8-1W2)

社会連携・社会貢献に関する方針が、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員および社会一般に対して周知・公表されている。

(8-2W)

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進された。

(8-3W1)

社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

(8-3W2)

社会連携・社会貢献の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

(8-4W)

社会連携・社会貢献に関する方針は、設問で問われている内容に対応しており、適切である。

3) 庶務部

(8-1W1)

社会連携・社会貢献に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえながら定められている。

(8-1W2)

社会連携・社会貢献に関する方針が、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員および社会一般に対して周知・公表されていない。

(8-2W)

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進された。

(8-3W1)

社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

(8-3W2)

社会連携・社会貢献の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

(8-4W)

社会連携・社会貢献に関する方針は、設問で問われている内容に対応しており、適切である。

4) (相) 庶務課

(8-1W1)

社会連携・社会貢献に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえながら定められている。

(8-1W2)

社会連携・社会貢献に関する方針が、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員および社会一般に対して周知・公表されている。

(8-2W)

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進された。2015 年度は、相模原市・座間市共催の市民大学として、年間 2 講座（計 10 回）を開講した。

(8-3W1)

社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

(8-3W2)

社会連携・社会貢献の適切性が、明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。公開講座については、青山学院大学公開講座委員会で内容を決定しているが、その他の連携項目については、明文化された手続きはなく、定期的な検証は行っていない。特に地域連携事業においては、本学からの積極的な情報の発信提供というよりは、相模原市等からの協力要請に対して、そのニーズや条件が、学内予算や学生・教職員の都合など本学の事情に合致する場合に実施しているという状況である。

(8-4W)

社会連携・社会貢献に関する方針は、設問で問われている内容に対応しており、適切である。

5) (相) 学生生活課

(8-1W1)

社会連携・社会貢献に関する方針が、「青山学院教育方針」および「青山学院大学の理念」を踏まえながら定められている。

(8-1W2)

社会連携・社会貢献に関する方針が、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員および社会一般に対して周知・公表されている。

(8-2W)

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進された。

(8-3W1)

社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きが明文化されている。

(8-3W2)

社会連携・社会貢献の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

(8-4W)

社会連携・社会貢献に関する方針は、設問で問われている内容に対応しており、適切である。

【各部局】

1) 文学部・文学研究科

〈8-2U〉

フランス文学科、史学科において、社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されていない。英米文学科では、英語教育分野において、青山学院大学と包括的提携を結んだ地方自治体の英語教育支援、東京都区内の小中学校および中学校の英語教育支援、東京都教育委員会「現職英語教員海外派遣プログラム」事業者選定に関わる外部委員などを通じて、社会連携・社会貢献を行っている。日本文学科では、青山学院大学日本文学会公開講演会を2回実施した。比較芸術学科では、平成27年度戸田市民大学「青山学院大学・戸田市連携講座」において5月から6月にかけて、美術・音楽・演劇映像分野の各教員が「感性を研ぎ澄まして比較芸術の魅力を体感しよう」というテーマのもとに全5回の講義を行った。また、青山学院大学公開講座において、「宗教と美術」というテーマのもと、9月から10月にかけて美術分野の教員が講義を行った。

〈8-2G〉

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されていない。

2) 教育人間科学部・教育人間科学研究科

〈8-2U〉

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されていない。2016年度に教授会において方針作成・検証を行う。教育学科においては、渋谷区・港区・横浜市・戸田市との取り組みがある。

〈8-2G〉

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されていない。心理学専攻では、研究科付置心理相談室において、地域に心理相談の場を提供している。そのほかについては、2016年度に研究科教授会において方針作成・検証を行う。

3) 経済学部・経済学研究科

基準8については全て適切であった。

4) 法学部・法学研究科

〈8-2U / 8-2G〉

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されていない。

5) 経営学部・経営学研究科

〈8-2U / 8-2G〉

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されていない。

6) 国際政治経済学部・国際政治経済学研究科

基準 8 については全て適切であった。

7) 総合文化政策学部・総合文化政策学研究科

〈8-2G〉

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、社会連携・社会貢献が推進されていない。

8) 理工学部・理工学研究科

基準 8 については全て適切であった。

9) 社会情報学部・社会情報学研究科

基準 8 については全て適切であった。

10) 地球社会共生学部

基準 8 については全て適切であった。

11) 国際マネジメント研究科

基準 8 については全て適切であった。

12) 法務研究科

基準 8 については全て適切であった。

13) 会計プロフェッション研究科

基準 8 については全て適切であった。

なお、基準 8 において、全学的な取り組みが必要との認識を示した部局はなかった。

2.12 基準 9-1 管理運営・財務（管理運営）

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	(執行部)	政策・企 画部 庶務部			9-1-1W	【大学全体】 「青山学院教育方針」「青山学院大学の理念」などの大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針（※）を明確に定めていますか。 また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して、周知・公表していますか。 ※意思決定プロセスや、権限・責任（大学と法人との関係性含む）、中長期の大学運営のあり方等
●	(執行部)	庶務部			9-1-2W1	【大学全体】 管理運営方針に基づき、適切な規程を整備していますか。
●	(執行部)	政策・企 画部			9-1-2W2	【大学全体】 管理運営方針に基づき、規程に則った管理運営を行いましたか。
●	(執行部)	庶務部			9-1-3W	【大学全体】 学長をはじめとする、管理運営に必要な職を置き、また学部長会、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていますか。
●	(執行部)	事務局長			9-1-4W	【大学全体】 大学（・法人）の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていますか。また、必要な事務職員を配置していますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学 FD 委 員会 (執行部)	学務部 事務局長			9-1-5W	【大学全体】 事務職員の意欲・資質向上に向けた研修 等の取り組みを行って改善につながって いますか。
●	(執行部)	政策・企 画部 庶務部 事務局長			9-1-6W1	【大学全体】 管理運営を検証するにあたり、会議体(委 員会等)・手続きを明文化していますか。
●	(執行部)	政策・企 画部 庶務部 事務局長			9-1-6W2	【大学全体】 管理運営について明文化された手続きに 従って定期的に検証され、その結果は改 善につながっていますか。
●	(執行部)	政策・企 画部 庶務部 事務局長			9-1-7W	【大学全体】 管理運営方針は以下のことを鑑み、適切 ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあ るか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー(学生、受験 生、社会、文部科学省、大学基準協会等) の要請にあっているか。 ・自己点検・評価(チェックリスト)を 行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は修正案を作成のう え、上位の委員会へ附議してください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 政策・企画部

〈9-1-1W〉

「青山学院教育方針」「青山学院大学の理念」などの大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めていない。

〈9-1-2W2〉

管理運営方針に基づき、規程に則った管理運営の実施について、管理運営方針が策定されなかったため判断できないことから×とした。

点検・評価の実施にあたっては、政策・企画部として実施する管理運営の範囲のすみわけを行う必要がある。三役会、学長基本方針、内部質保証システムを対象とするならば、会議体や手続きの明文化は十分でない。

〈9-1-6W1〉

管理運営の検証について、点検・評価の実施にあたっては、政策・企画部として実施する管理運営の範囲のすみわけを行う必要がある。そのため三役会、学長基本方針、内部質保証システムを対象とするならば、会議体や手続きの明文化は十分でない。

〈9-1-6W2〉

管理運営の検証結果が改善につながっているかについて、点検・評価の実施にあたっては、政策・企画部として実施する管理運営の範囲のすみわけを行う必要がある。そのため三役会、学長基本方針、内部質保証システムを対象とするならば、会議体や手続きの明文化は十分でない。

〈9-1-7W〉

管理運営方針は策定されていないため適切ではない。

2) 庶務部

〈9-1-1W〉

「青山学院教育方針」「青山学院大学の理念」などの大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めていない。

〈9-1-2W1〉

管理運営方針に基づき、適切な規程を整備している。

管理運営方針は定められていないが、必要な規定を整備している。

〈9-1-3W〉

学長をはじめとする、管理運営に必要な職を置き、また学部長会、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしている。

〈9-1-6W1〉

管理運営を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きを明文化している。

〈9-1-6W2〉

管理運営方針が決定していない。そのため、管理運営は明文化された手続きに従って定期的に検証されていない。

〈9-1-7W〉

管理運営方針は策定されていないため適切ではない。

3) 事務局長

〈9-1-4W〉

大学(・法人)の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織、事務職員の配置について、教育改革のスピードに事務組織編成或いは職員配置が追いついていない。事務組織改革については、事務組織検討プロジェクトの報告を待っている状態である。

〈9-1-5W〉

法人本部能力開発支援課による学内研修、外部研修受講の奨励。全学 FD 委員会による FD・SD 研修のほか、外部研修の積極的広報によって事務職員の意欲・資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげている。

〈9-1-6W1〉

管理運営を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きの明文化について、第3者委員会は特定案件であるが、この検証により、大学の意思決定プロセスの適切性（公正性、規律づけ等）の判断が示される。

〈9-1-6W2〉

管理運営について明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていない。

〈9-1-7W〉

管理運営方針として明文化されたものはない。事務部門においては、事務組織検討プロジェクトの使命・役割ワーキンググループが各部門の組織の使命、役割、方針を策定中である。

4) 全学 FD 委員会

〈9-1-5W〉

全学 FD 委員会は共催として事務職員の意欲・資質向上に向けた研修等の取り組みを行い、改善につなげている。

なお、基準 9-1 において、全学的な取り組みが必要とした部署はなかった。

2.13 基準 9-2 管理運営・財務（財務）

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		庶務部			9-2-1W	【大学全体】 「青山学院教育方針」「青山学院大学の理念」などの大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針（※）を明確に定めていますか。 また、その方針を公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員や社会一般に対して、周知・公表していますか。 ※「財務」に関する、意思決定プロセスや、権限・責任（大学と法人との関係性含む）、中長期の大学運営のあり方等
●		庶務部			9-2-2W1	【大学全体】 管理運営方針（財務に関する事項）に基づき、適切な規程を整備していますか。
●		政策・企画部			9-2-2W2	【大学全体】 管理運営方針（財務に関する事項）に基づき、規程に則った管理運営を行いましたか。
●		庶務部			9-2-3W	【大学全体】 「青山学院教育方針」「青山学院大学の理念」および学部・研究科の「教育研究上の目的」を具体的に実現する上で必要な財政基盤（または配分予算）を確立していますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		庶務部			9-2-4W	【大学全体】 大学の中・長期の教育研究計画に対す る、法人および大学の中・長期的な財政 計画を策定していますか。また、それら の関連性が適切ですか。
●		庶務部			9-2-5W	【大学全体】 教育研究の遂行と財政確保の両立を図 るための仕組みについて、工夫を行いま したか。
●		研究推進 部			9-2-6W1	【大学全体】 文部科学省科学研究費補助金、外部資金 （寄附金、受託研究費、共同研究費など） 等の状況は、大学の財政基盤の充実を図 る上で適切でしたか。
●		庶務部			9-2-6W2	【大学全体】 資産運用等の状況は、大学の財政基盤の 充実を図る上で適切でしたか。
●		庶務部			9-2-7W	【大学全体】 大学の財務関係比率について、自己点 検・評価における指標や目標を示してい ますか。また、実際の各関係比率は、そ れらの目標が十分に達成されていますか。
●		庶務部			9-2-8W	【大学全体】 財務監査を、適切な体制、手続きを整え て行っていますか。 また、私立学校法第 37 条第 3 項に従い、 監事による監査報告書を整備していま すか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		研究推進 部			9-2-9W1	【大学全体】 予算の執行プロセス（※1）の明確性・透明性や、監査のプロセス等の適切性（※2）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きを明文化していますか。 ※1 ・文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）等の状況について ※2 適切性の視点 ・法令の順守等
●		庶務部			9-2-9W2	【大学全体】 予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性（※）を検証するにあたり、会議体（委員会等）・手続きを明文化していますか。 ※適切性の視点 ・法令の順守等
●		研究推進 部			9-2-9W3	【大学全体】 予算の執行プロセス（※1）の明確性・透明性や、監査のプロセス等の適切性（※2）は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※1 ・文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）等の状況について ※2 適切性の視点 ・法令の順守等

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署 /担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●		庶務部			9-2-9W4	【大学全体】 予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性（※）は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっていますか。 ※適切性の視点 ・法令の順守等
●		庶務部			9-2-10W	【大学全体】 管理運営方針は以下のことを鑑み、適切ですか。 ・相互に関連が必要な方針と整合性はあるか。 ・現状や計画と大きな乖離がないか。 ・時代やステークホルダー（学生、受験生、社会、文部科学省、大学基準協会等）の要請にあっているか。 ・自己点検・評価（チェックリスト）を行いやすいか。 ・ホームページ等で公表できる内容か。 ※適切でない場合は修正案を作成のうえ、上位の委員会へ附議してください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 庶務部

〈9-2-1W〉

「青山学院教育方針」「青山学院大学の理念」などの大学の理念・目的の実現に向けた管理運営

方針が定められていない。

〈9-2-2W1〉

管理運営方針に基づいた適切な規程が整備されていない。

〈9-2-3W〉

「青山学院教育方針」「青山学院大学の理念」および学部・研究科の「教育研究上の目的」を具体的に実現する上で必要な財政基盤を確立している。具体的には、大学の担当部署を設置し、各部署へのヒアリングを行い、必要な予算を各部署に付与している。また、学部研究科への予算付与については、教育目的は教育活動料、研究目的には教員研究費を配分している。

〈9-2-4W〉

大学の中・長期の教育研究計画に対する、法人および大学の中・長期的な財政計画の策定および関連性が十分でない。

〈9-2-5W〉

教育研究の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みについて、十分な工夫がなされていない。

〈9-2-6W〉

資産運用等の状況が、大学の財政基盤の充実を図る上で適切と言えない。

〈9-2-7W〉

庶務部 HP にて大学の財務関係比率を公開しているものの、平成 27 年度の学校法人会計基準の計算書類の改正を受けた目標値の再検討がなされていない。

〈9-2-8W〉

財務監査は法人が担当しており、適切な体制、手続きを整えているとは言えない。

〈9-2-9W〉

予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性を検証する、会議体・手続きを明文化している。

〈9-2-9W4〉

予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性を定期的に検証し改善する仕組みを確立していない。

〈9-2-10W〉

管理運営方針を決定していない。

2) 研究推進部

〈9-2-6W1〉

文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）等の状況は、大学の財政基盤の充実を図る上で適切である。

〈9-2-9W1〉

予算の執行プロセスの明確性・透明性や、監査のプロセス等の適切性を検証するにあたり、会議体・手続きを明文化している。

〈9-2-9W3〉

予算の執行プロセスの明確性・透明性や、監査のプロセス等の適切性は、明文化された手続きに従って定期的に検証され、その結果は改善につながっている。

3) 政策・企画部

〈9-2-2W2〉

財務に関する管理運営方針は策定中であり、規程に則った管理運営が行われていない。

なお、基準 9-2 において、全学的な取り組みが必要との認識は示した部局はなかった。

2.14 基準 10 内部質保証

以下の項目について、各部局にて自己点検・評価を実施した。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			10-1W	【大学全体】 内部質保証に関する方針が定められ、それが教職員で共有され、社会にも公表されていますか。
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			10-2W	【大学全体】 各部局における、チェックリストに基づく自己点検・評価の実施状況が確認されていますか。

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			10-3W	【大学全体】 受験生を含む社会一般に対して、公的な 刊行物、ホームページ等によって、必要 な情報（※）が公表されていますか。 ※ ・学校教育法（同法施行規則）によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果 ●学校教育法（同法施行規則）によるもの ・大学の教育研究上の目的に関すること ・教育研究上の基本組織に関すること ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること ・入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること ・学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること ・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること ●財務関係書類 ・財務三表の公開 ●自己点検・評価報告書 ●その他法令等で要請されている事項

チェックリスト担当部局					整理 番号	チェック項目
大学 全体	担当 委員会	担当部署/ 担当者	学部・ 研究科	青山ス タnda ード		
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			10-4W1	【大学全体】 大学全体での内部質保証システムが整備 されていますか。
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			10-4W2	【大学全体】 大学全体での内部質保証システムが適切 に（※）機能しましたか。 ※適切な視点 ・ 学外者からの意見聴取等、内部質保証 の取り組みの客観性・妥当性を高めるた めの工夫 ・ 文部科学省及び認証評価機関からの指 摘事項に対する適切な対処 ・ 大学の諸活動における検証と見直しの システムが実行されているかの把握 ・ 内部質保証に関する各種方針の見直し など
●	全学自己 点検・評価 委員会	政策・ 企画部			10-5W	【大学全体】 内部質保証に関する方針は以下のことを 鑑み、適切ですか。 ・ 相互に関連が必要な方針と整合性はあ るか ・ 現状や計画と大きな乖離がないか ・ 時代やステークホルダー（学生、受験 生、社会、文部科学省、大学基準協会等） の要請にあっているか ・ 自己点検・評価（チェックリスト）を 行いやすいか ・ ホームページ等で公表できる内容か ※適切でない場合は修正案を作成のう え、全学自己点検・評価委員会へ附議し てください。

上記チェック項目に基づいて自己点検・評価を行い、以下の結果となった。なお、大学全体に係るチェック項目については全ての評価結果、各部局に係るチェック項目については「×」の評価結果を記載している。

【大学全体】

1) 全学自己点検・評価委員会

〈10-1W〉

内部質保証に関する方針が定められ、それが教職員で共有され、社会にも公表されている。

〈10-2W〉

各部局におけるチェックリストに基づく自己点検・評価の実施状況について、確認されている。

〈10-3W〉

受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、一部の情報が公表されていない。

〈10-4W1〉

大学全体での内部質保証システムについて、新しいシステムが 2015 年度より運用開始されたが、それに伴う規則改正が行われていない。

〈10-4W2〉

大学全体での内部質保証システムについて、適切に機能している。

〈10-5W〉

内部質保証に関する方針について、具体的な修正意見はなく、適切である。

なお、基準 10 において、全学的な取り組みが必要との認識を示した部局はなかった。